安芸高田市地域防災計画
資料編

関係協定等

令和４年６月

安芸高田市

目　次

関係協定等

１　自治体・消防機関の相互応援に関する協定

(1)災害時の相互応援に関する協定【広島県及び県内市町村】 ---------- 協定-1

(2)安芸高田市と邑南町の災害時相互応援に関する協定【邑南町】 ---------- 協定-17

(3)安芸高田市と防府市の災害時相互応援に関する協定【防府市】 ---------- 協定-19

(4)広島県防災ヘリコプター応援協定【広島県】 ---------- 協定-21

(5)広島県内航空消防応援協定【広島市】 ---------- 協定-23

(6)広島県内広域消防相互応援協定【県内市町村・消防組合】 ---------- 協定-28

広島県内広域消防相互応援協定実施細目 ---------- 協定-33

広島県内高速道路等消防相互応援実施基準 ---------- 協定-44

広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準 ---------- 協定-47

消防団の応援を行う場合の調整方法等について ---------- 協定-54

(7)県境隣接広域消防相互応援協定【邑南町・江津邑智消防組合】 ---------- 協定-55

県境隣接広域消防相互応援協定実施細目 ---------- 協定-58

２　警察署との協定

警察署使用不能時における施設提供に関する協定【安芸高田警察署】 ------- 協定-61

３　指定地方行政機関との協定

(1)災害時における情報交換に関する協定【国土交通省中国地方整備局】 ---- 協定-63

(2)土師ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する協定【国土交通省中国地方整備局土師ダム管理所】 ---------- 協定-64

土師ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領 --- 協定-68

(3)江の川水系治水協定【河川管理者及び関係利水者】 ---------- 協定-73

(4)江の川流域治水推進に向けた連携・協力に関する覚書【関係自治体】 ---- 協定-82

(5)江の川流域治水推進室設置に関する覚書【関係自治体】 ---------- 協定-83

(6) 道の駅「三矢の里あきたかた」災害時における施設使用に関する覚書【国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所】 ---------- 協定-84

４　指定公共機関との協定

(1)覚書　災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い【中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター】 ---------- 協定-87

(2)災害時における安芸高田市・安芸高田市内郵便局間の相互協力に関する覚書【安芸高田市内郵便局代表吉田郵便局】 ---------- 協定-92
(3)特設公衆電話の設置・利用に関する覚書【西日本電信電話株式会社】 ---- 協定-94
(4)日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区災害救援用自動車の使用に関する覚書【日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区】 ---------- 協定-100

５　指定地方公共機関との協定

(1)災害時における避難所等施設利用に関する協定【広島県厚生農業協同組合連合会】 ---------- 協定-101

６　その他の公共機関との協定

(1)安芸高田市・日本下水道事業団災害支援協定【日本下水道事業団】 ----- 協定-106

７　公共的団体との協定

(1)災害時の医療救護活動に関する協定【社団法人　安芸高田市医師会】 --- 協定-109
(2)災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
【社会福祉法人　ちとせ会】 ---------- 協定-124
【社会福祉法人　清風会】 ---------- 協定-129
【社会福祉法人　寿老園老人ホーム】 ---------- 協定-134
【社会福祉法人　高宮美土里福祉会】 ---------- 協定-139
【社会福祉法人　三篠会】 ---------- 協定-144
【社会福祉法人　ひとは福祉会】 ---------- 協定-149
(3)災害時多言語支援センター設置等に関する協定【社会福祉法人　安芸高田市社会福祉協議会、特定非営利活動法人　安芸高田市国際交流協会】 ---------- 協定-154
(4)災害時における避難所等施設利用に関する協定【広島北部農業協同組合】 協定-157
(5) 安芸高田市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定【社会福祉法人　安芸高田市社会福祉協議会】 ---------- 協定-161

８　民間事業者・団体との協定

(1)災害発生時における災害応急支援活動に関する協定【安芸高田市建設業協会】 ---------- 協定-165
(2)災害時における石油等燃料の確保及び被災者支援等に関する協定【株式会社オキタ石油セルフ甲田ＣＳ】 ---------- 協定-167
(3)災害時における物資供給に関する協定【ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター】 ---------- 協定-169

(4)災害時における畳の提供等に関する協定【5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会】 ---------- 協定-172
(5)災害時における地図製品等の供給等に関する協定【株式会社ゼンリン　広島営業部】 ---------- 協定-174
(6)災害時におけるし尿収集運搬等の支援協力に関する協定【有限会社　国司衛生興業、株式会社　高田環境、有限会社　日之丸衛生社、広島県環境整備事業協同組合】 ---------- 協定-179
(7)災害時における物資の調達に関する協定【広島県ＬＰガス協会　広島北地区協議会】 ---------- 協定-183
(8)災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定【広島県行政書士会】 ---------- 協定-185
(9)災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定【生活協同組合ひろしま】 ---------- 協定-188
(10)災害救助物資の調達に関する協定【株式会社ジュンテンドー】 --------- 協定-192
(11)災害発生時における災害応急支援活動に関する協定【一般社団法人北部建設業組合】 ---------- 協定-198
(12)災害時における消防用水等の供給支援に関する協定【三次地区生コン協同組合】 ---------- 協定-200
(13)災害時における避難所等施設利用に関する協定【富士メディカル株式会社、医療法人社団　八千代会】 ---------- 協定-207
(14)災害に係る情報発信等に関する協定【ヤフー株式会社】 ---------- 協定-211
(15)災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定【株式会社バカン】 ---- 協定-213
(16)包括連携に関する協定【大塚製薬株式会社】 ---------- 協定-214
(17)災害時における物資供給に関する協定【株式会社ナフコ】 ---------- 協定-216
(18)大規模災害時における井戸水等利用協定【井戸所有者】 ---------- 協定-219
※個人情報保護のため、協定書の一部を加工しています。
(19)防災パートナーシップに関する協定【広島テレビ放送株式会社】 ------ 協定-229
(20)災害時における応急対策拠点等土地利用に関する協定【株式会社ウエストホールディングス】 ---------- 協定-231
(21)災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定【佐川急便株式会社】 ---------- 協定-233

災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号の規定に基づき，広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は，広島県内で災害が発生し，災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に，広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため，また，県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため，次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は，次のとおりとする。

⑴　食料，飲料水，生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

⑵　被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

⑶　救援活動等に必要な車両，舟艇，航空機及び資機材の提供

⑷　医療，救援，応急復旧等に必要な医療職，技術職，技能職等の職員の人的応援

⑸　被災者を一時収容するための施設の提供

⑹　前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする市町村は，原則として，次の事項を明らかにして，第４条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて，電話，ファクシミリ等により要請し，後日，速やかに文書を提出するものとする。

⑴　災害の状況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職種別人員

⑷　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては，収容を要する被災者の状況及び人数

⑸　応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路

⑹　応援を必要とする期間

⑺　前各号に掲げるもののほか必要な事項

2　被災市町村以外の市町村は，通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず，災害の実態に照らし特に緊急を要し，被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは，同項の要請を待たないで，必要な応援を行うことができるものとする。この場合には，同項の要請があったものとみなす。

3　他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は，県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

4　県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は，速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。

5　県は，市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

（応援経費の負担）

第３条　応援に要した経費は，原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2　応援を受けた市町村が，前項に規定する経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援を受けた市町村から要請があった場合には，応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

3　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は，別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第４条　県及び市町村は，あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め，災害が発生したときは，速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第５条　県及び市町村は，この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう，広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し，定期的に研究・協議するものとする。

（他の協定との関係）

第６条　この協定は，市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は，県及び市町村が協議して定めるものとする。

（施行）

第８条　この協定は，平成８年１２月２日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書８７通を作成し，県及び各市町村が記名・押印をして，各自その１通を所持する。

平成８年１２月２日

広島県
代表者　広島県知事　藤田　雄山

広島市
代表者　広島市長　平岡　敬

呉市
代表者　呉市長　小笠原　臣也

竹原市
代表者　竹原市長　中尾　義孝

三原市
代表者　三原市長　山本　清治

尾道市
代表者　尾道市長　亀田　良一

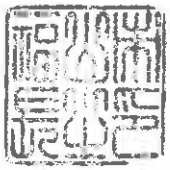
因島市

代表者　因島市長　岡野　敬一



福山市

代表者　福山市長　三好　章



府中市

代表者　府中市長　橘髙　泰司



三次市

代表者　三次市長　福岡　義登



庄原市

代表者　庄原市長　八谷　泰央



大竹市

代表者　大竹市長　豊田　伊久雄



東広島市

代表者　東広島市長　讃岐　照夫



廿日市市

代表者　廿日市市長　山下　三郎

府中町

代表者　府中町長　林原　亘

海田町

代表者　海田町長　加藤　天

熊野町

代表者　熊野町長　西村　清登

坂　町

代表者　坂町長　吉田　隆行

江田島町

代表者　江田島町長　平木　重已

音戸町

代表者　音戸町長　中野　孝義

倉橋町

代表者　倉橋町長　石橋　杉嘉



下蒲刈町

代表者　下蒲刈町長　竹内　弘之



蒲刈町

代表者　蒲刈町長　柴崎　龍雄



大野町

代表者　大野町長　中丸　元夫



湯来町

代表者　湯来町長　新田　政丸



佐伯町

代表者　佐伯町長　正木　完



吉和村

代表者　吉和村長　梅田　昭吾



宮島町
代表者　宮島町長　梅林　良定

能美町
代表者　能美町長　田中　早苗

沖美町
代表者　沖美町長　江口　俊明

大柿町
代表者　大柿町長　平口　武

加計町
代表者　加計町長　佐々木　清蔵

筒賀村
代表者　筒賀村長　小田　美嗣

戸河内町
代表者　戸河内町長　道菅　十三紀

芸北町

代表者　芸北町長　増田　邦夫



大朝町

代表者　大朝町長　野村　常雄



千代田町

代表者　千代田町長　森下　公造



豊平町

代表者　豊平町長　前田　達郎



吉田町

代表者　吉田町長　浜田　一義



八千代町

代表者　八千代町長　沖本　信男



美土里町

代表者　美土里町長　織田　邦夫



高宮町

代表者　高宮町長　児玉　更太郎

甲田町

代表者　甲田町長　今井　正

向原町

代表者　向原町長　望月　星稀

黒瀬町

代表者　黒瀬町長　小林　倫仁

福富町

代表者　福富町長　功野　健次

豊栄町

代表者　豊栄町長　小川　博晧

大和町

代表者　大和町長　岡田　孝裕

河内町

代表者　河内町長　隨行　孝文



本郷町

代表者　本郷町長　恵木　慧



安芸津町

代表者　安芸津町長　山下　龍男



安浦町

代表者　安浦町長　沖田　範彦



川尻町

代表者　川尻町長　銭谷　実男



豊浜町

代表者　豊浜町長　北山　峯生

豊町

代表者　豊町長　長本　憲



大崎町

代表者　大崎町長　長岡　舜

東野町

代表者　東野町長　望月　正博

木江町

代表者　木江町長　高田　大介

瀬戸田町

代表者　瀬戸田町長　柴田　大三郎

御調町

代表者　御調町長　若林　茂生

久井町

代表者　久井町長　増田　實雄

向島町

代表者　向島町長　向井　弘

甲山町

代表者　甲山町長　稲住　三男



世羅町

代表者　世羅町長　友近　將



世羅西町

代表者　世羅西町長　平野　節美



内海町

代表者　内海町長　佐藤　荒夫



沼隈町

代表者　沼隈町長　佐藤　憲一



神辺町

代表者　神辺町長　堀田　克巳



新市町

代表者　新市町長　藤原　平



油木町

代表者　油木町長　川上　力男

神石町

代表者　神石町長　村上　憲郎

豊松村

代表者　豊松村長　岡崎　齊

三和町

代表者　三和町長　丸山　英三

上下町

代表者　上下町長　梶田　昌宏

総領町

代表者　総領町長　杉谷　譯三

甲奴町

代表者　甲奴町長　森岡　隆寿

君田村

代表者　君田村長　藤原　清隆



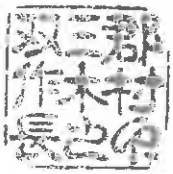
布野村

代表者　布野村長　三吉　献二



作木村

代表者　作木村長　野田　史朗



吉舎町

代表者　吉舎町長　元廣　和亨



三良坂町

代表者　三良坂町長　湯免　龍夫



三和町

代表者　三和町長　神重　和夫



西城町

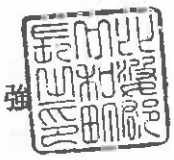
代表者　西城町長　田盛　敬三



東城町
代表者　東城町長　黒田　文男



口和町
代表者　口和町長　盛谷　強



高野町
代表者　高野町長　藤原　公昭



比和町
代表者　比和町長　積山　恭幸



応援経費の負担基準

1　応援職員の派遣に要する経費の負担等

第３条第１項に定める経費のうち，第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については，次のとおりとする。

ア　応援を受けた市町村が負担する経費の額は，応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ　応援職員が応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は，応援をした市町村の負担とする。

ウ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が，応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ　ア，イ及びウのほか，応援職員の派遣に要する経費については，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

2　経費の一時繰替支弁等

(1)　応援をした市町村は，第３条第２項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は，次に掲げる経費に相当する額を，応援を受けた市町村に請求する。

区　　分	経　　費
第１条第１号及び第２号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第１条第１号から第３号までの資機材（同条第３号の車両，舟艇及び航空機を含む。）に係るもの	借上料，燃料費，輸送費，維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第１条第４号の職員の派遣に係るもの	１に定める経費
第１条第５号の施設の提供に係るもの	借上料
第１条第６号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2)　(1)の請求は，応援をした市町村の市町村長名による請求書により，連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3)　(1)及び(2)により難いときは，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

安芸高田市と邑南町の災害時相互応援に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 安芸高田市と邑南町（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が友愛的精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 応援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(3) 被災者の受け入れ

(4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(5) ボランティアの斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

(3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請自治体が負担することとし、災害復旧後、

両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

（連絡担当部課）

第6条　協定自治体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（受入体制）

第7条　協定自治体は、被災者、救援物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を相互に提供するものとする。

（資料の交換）

第8条　協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（応援職員の指揮）

第9条　被災自治体から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災自治体の指揮下にて行動するものとする。

（訓練等の実施）

第10条　協定自治体は、協定の実効性を確保するために、それぞれが実施する防災訓練等に、相互に参加するよう努めるものとする。

（効力等）

第11条　この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

2　この協定の締結後、協定自治体のどちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方協定自治体に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

（その他）

第12条　この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し，協定自治体が記名、押印のうえ、各自その1通を保有する

平成23年6月3日

安芸高田市長　渋田一義　広島県安芸高田市長印

邑南町長　石橋良治

安芸高田市と防府市の災害時相互応援に関する協定書

安芸高田市と防府市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下「災害」という。）が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように、被災市の要請に応えて、相互に応援、協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第２条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 救援、救助及び応急対策等に必要な職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(4) 被災者の受け入れ及び被災者の一時収容のための施設の提供

(5) ボランティアの調整等

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

(3) 前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第５条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2　協定市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの区域において災害が発生したことが明らかで、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、自らの判断に基づき、自主応援活動を行うことができるものとする。

3　自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災市にできるだけ速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として被災市が負担することとし、災害復旧後、協定市協議の上、速やかに清算するものとする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

（受入体制）

第７条　被災市は、派遣職員及びボランティアを受け入れるための場所又は施設を提供するものとする。

（効力等）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

2　この協定の締結後、協定市のどちらか一方が、この協定を破棄しようとする場合は、協定市に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して６か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、協定市が記名、押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年２月４日

安芸高田市長　浜田一義　広島県安芸高田市長印

防府市長　松浦正人　山口県防府市長之印

広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし，高田地区消防組合を乙として，甲乙両当事者は，甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について，次のとおり協定を締結した。

（目　　的）

第１条　この協定は，乙が災害による被害を最小限に防止するため，航空機の応援を求めることに関し，必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき乙が航空機の応援を求めることができる地域は，乙の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において「災害」とは，消防組織法（昭和22年法律第226 号）第１条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は，乙の長が，次のいずれかに該当し，航空機の活動を必要と判断する場合に，広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が，隣接する市町村等に拡大し，又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　乙の消防力によっては，防御が著しく困難と認められる場合

(3)　その他救急救助活動等において，航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第５条　応援要請は，広島県防災航空センターに電話等により，次の事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時，場所及び被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

(5)　場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　応援に要する資器材の品目及び数量

(7)　その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第６条　知事は，前条の規定により応援要請を受けたときは，災害発生現場の気象状態等を確認の上，応援するものとする。

2　前条の規定による応援要請に応じることができない場合は，知事は，その旨を速やかに乙の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第７条　前条第１項の規定により応援する場合において，災害現場における広島県防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は，乙の長又は消防長が行うものとする。この場合において，航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは，その旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第８条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には，乙の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して，広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第４条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第９条　この協定に基づく応援に要する運航経費は，甲が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても，応援に要する運航経費は，相互応援協定第８条の規定にかかわらず，甲が負担するものとする。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項は，甲乙両者が協議して定めるものとする。

（適　　用）

第11条　この協定は，平成８年７月１１日から実施する。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，知事及び乙の長は記名押印の上，各自それぞれ１通を所持する。

甲　広島県

代表者　広島県知事　藤田雄山

乙　高田地区消防組合

管理者　広本儀

広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、安芸高田市を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第３条　乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第４条　航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第５条　乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

２　航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第６条　航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

２　応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

⑴　土地、建物、工作物等に対する補償費

⑵　一般人の死傷に伴う損害補償

３　前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

４　前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定施行の日から平成１７年３月３１日までとする。ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第８条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要

がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持するものとする。

附　則

１　この協定は、平成１６年４月１日から施行する。ただし、平成２年３月７日付で、吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町が広島市と締結していた広島県内航空消防応援協定に基づく経費の負担については、安芸高田市がこれを引き継ぐものとする。

２　航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定（昭和６２年１０月１日施行）及び広島県内高速道路消防相互応援協定（昭和６２年１０月１日施行）は、適用しない。

平成１６年４月１日

甲　広島市
代表者　広島市長　秋葉　忠利

乙　安芸高田市
代表者　安芸高田市長職務執行者　織田　邦夫

覚　　書

広島市を甲とし、安芸高田市を乙として、甲乙両当事者は広島県内航空消防応援協定第３条に規定する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の運営に要する経費の負担について、次のとおり合意に達した。

（経費の負担）

第１条　乙は、航空機の運営に要する経費について、別表「広島県航空消防の経費負担区分要領」に基づき、甲が算定した額を負担するものとする。

（納付期限）

第２条　甲は、前条の規定により負担額を決定したときは、乙に納入通知書により納入の通知をするものとする。

２　乙は、前項の納入通知書を受領したときは、納入通知書の発行日から１カ月以内に、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（負担予定額の通知）

第３条　甲は、乙の予算編成時期までに、乙に対して翌年度の負担予定額を通知しなければならない。

（有効期間）

第４条　この覚書の有効期間は、平成１７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、この覚書は更に１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第５条　この覚書の定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

以上のとおり、合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持するものとする。

平成１６年４月１日

甲　広島市

代表者　広島市長　秋葉　忠利

乙　安芸高田市

代表者　安芸高田市長職務執行者　織田　邦夫

別表

広島県航空消防の経費負担区分要領

項　　目	内　　容
1　負担する経　　費	(1)　航空機の運営に要する経費（以下「運営費」という。）は、航空機を運営し、維持し、管理していくうえで必要なすべての経費とする。 (2)　運営費は、毎会計年度の決算に基づき算定する。
2　負担区分及び割合	(1)　広島市及び県内各市町村の運営費の負担区分は、次のとおりとする。 ・　広　　島　　市　　３分の２ ・　県内各市町村　　３分の１ (2)　県内各市町村が負担する負担額は、次の負担割合に応じて算定した額とする。 ・　均等割　　１０分の４ ・　人口割　　１０分の６ 注１　均等割は、広島県内の市町村数（広島市は除く。）で算出する。 注２　人口割は、各市町村の人口割合に応じて算出し、その人口は前年度３月３１日現在の住民基本台帳人口とする。 注３　県内各市町村の運営費の負担額の端数処理は、円未満を四捨五入するものとする。

広島県内広域消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は，消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき，広島県内において災害が発生した場合に，広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して，消防の相互応援を行うことにより，災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の実施区域）

第２条　この協定の実施区域は，広島県の区域とする。

（協定市町等の責務）

第３条　この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は，各協定市町等において，消防力の充実強化に努めるものとする。

（対象とする災害）

第４条　この協定の対象とする災害は，消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で，協定市町等の応援を必要とするものとする。

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は，災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が，次の各号のいずれかに該当する場合に，他の協定市町等の長に対して行うものとする。

⑴　災害が他の協定市町等に拡大し，又は影響を与えるおそれがあると認められる場合

⑵　災害発生市町等の消防力のみによっては，災害防ぎょが著しく困難と認められる場合

⑶　災害を防ぎょするため，他の協定市町等が保有する車両，資器材，人員等が必要であると認められる場合

⑷　その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

２　応援要請は，次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

⑴　災害の種別

⑵　災害発生の日時，場所及び被害の状況

⑶　必要とする車両，資器材等の種別及び数量並びに人員

⑷　必要とする消防隊，救助隊，救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所

⑸　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第６条　応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は，特別の理由がない限り応援を行うものとする。

２　応援市町等の長は，応援隊を派遣するときは，出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

３　応援市町等の長は，応援要請に応ずることができない場合は，その旨を速やかに要請市町等の長に連絡するものとする。

４　広島県は，この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう，必要な調整等を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊の指揮は，要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし，緊急の場合は，直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第８条　応援市町等の長は，応援活動終了後速やかに，応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

２　要請市町等の長は，災害活動終了後速やかに，災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第９条　応援に要する経費の負担については，次の各号に定めるところによる。

⑴　応援市町等が負担する経費

ア　人件費，消費燃料費等の経費

イ　応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ　応援隊員が，その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

⑵　要請市町等が負担する経費

ア　要請による救援物資等の調達経費

イ　応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ　応援隊員が，応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

⑶　前各号に定める経費以外の経費については，その都度，応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

（実施細目等）

第10条　この協定の実施に関して必要な事項は，広島県及び協定市町等が協議して，実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

（疑義の協議）

第11条　この協定について，疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については，広島県及び協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，協定書26通を作成し，それぞれ記名押印の上，各自その１通を所持するものとする。

附　則

１　この協定は，平成29年６月１日から施行する。

２　広島県内広域消防相互応援協定書（平成22年3月16日施行）は，この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

広島県知事　　湯﨑　英彦



広島市長　　松井　一實



呉市長　　小村　和年



竹原市長　　吉田　基



三原市長　　天満　祥典



尾道市長　　平谷　祐宏



福山市長　　枝廣直幹

府中市長　　戸成義則

三次市長　　増田和俊

庄原市長　　木山耕三

大竹市長　　入山欣郎

東広島市長　　藏田義雄

廿日市市長　　眞野勝弘

安芸高田市長　　浜田一義

江田島市長　　明岳周作

府中町長　　佐藤信治

海田町長　　西田祐三

熊野町長　　三村裕史

坂町長　　吉田隆行

安芸太田町長　　小坂眞治

北広島町長　　箕野博司

大崎上島町長　　高田幸典

世羅町長　　奥田正和

神石高原町長　　入江嘉則

備北地区消防組合管理者　　増田和俊

福山地区消防組合管理者　　枝廣直幹

広島県内広域消防相互応援協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は，広島県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第10条に基づき，協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第２条　協定市町等は，協定第５条に基づく応援要請を迅速かつ的確に行うため，別表のとおり連絡先（以下「指定連絡先」という。）を定めるものとし，指定連絡先に変更があった場合は，別記様式第１号により広島県に届け出るものとする。

２　前項の届出を受けた広島県は，指定連絡先を修正し，協定市町等に通知するものとする。

３　応援要請は，指定連絡先に電話等により行うものとし，事後，速やかに別記様式第２号による応援要請書を応援市町等に送付するものとする。

（応援の特例）

第３条　協定市町等の長は，協定第５条に基づく応援要請がない場合であっても，次のいずれかに該当する場合は，応援隊を派遣することができるものとする。

⑴　行政区域又は消防機関の管轄区域（以下「区域」という。）外で発生した災害を，災害発生市町等が覚知する前に覚知し，災害内容から判断して，応援の必要があると認めた場合

⑵　通信網の途絶等により災害発生市町等との連絡が取れない場合で応援の必要があると認めた場合

２　前項に規定する応援を行った場合，又は区域外の災害を自己の区域の災害と判断して出動した場合は，協定第５条に基づく応援要請による応援とみなす。

３　応援市町等は，第１項第１号により応援隊を派遣した場合は，速やかに災害発生市町等に連絡するものとする。

４　災害発生市町等は，前項の連絡を受けた場合は，速やかに自己の所属する消防隊，救助隊，救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害対応に必要な隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

５　前項の規定に関わらず，災害発生市町等は，救急事故等，災害の種別・規模等から応援隊のみで対応及び事後処理が可能である場合は，応援市町等と協議の上，自己の所属する消防隊等を出動させないことができる。

（応援隊の派遣）

第４条　応援市町等の長は，協定第６条に基づく応援隊を派遣する場合は，派遣する隊の種別，人員，車両，出発日時，応援隊の長の職・氏名，その他の応援隊の派遣に関する必要な事項を，要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。

２　応援要請を受けた協定市町等の長は，応援要請に応ずることができない場合は，

その旨を要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。

3　応援隊は，災害の状況に応じ，必要な装備資器材，被服等を携行するものとする。

（応援隊の活動）

第５条　要請市町等の長は，応援隊を効率的に運用するため，所属する消防職員又は消防団員等（以下「職員等」という。）に現場への誘導及び応援業務の指示を行わせるとともに，必要に応じて，応援活動上必要な資器材等を応援隊に提供するものとする。

2　応援隊と要請市町等との間の無線通信は，原則として主運用波を使用するものとする。

（緊急消防援助隊要請時の対応）

第６条　災害発生市町等の長からの連絡により，広島県知事が緊急消防援助隊の要請を行った場合，県内の応援隊は，広島県内消防応援隊として，県に設置される広島県消防応援活動調整本部の調整により活動するものとする。

（報告）

第７条　協定第８条第１項に規定する報告は，原則として，別記様式第３号の応援隊活動結果報告書により行うものとし，同条第２項に規定する報告は別記様式第４号の災害概要報告書により行うものとする。

2　前項に定めるほか，応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後，要請市町等の現場最高指揮者に対し，次の事項を口頭で報告するものとする。

⑴　応援活動開始前

①　応援隊の現場到着日時

②　応援隊の車両，資器材等の種別及び数量並びに人員

⑵　応援活動終了後

①　応援隊の活動概要

②　応援隊員の負傷及び資器材等の損傷の有無

③　応援隊の現場引き上げ日時

（災害の調査）

第８条　災害の調査は，要請市町等が行うものとする。ただし，次の各号に掲げる場合にあっては，応援市町等が災害の調査を行うことができるものとする。

⑴　救急事故（多数傷病者発生事案等の特殊なものを除く。）

⑵　災害の種別・規模等から，応援市町等において災害の調査を行うことが適当と判断されるとき。

⑶　その他特別な事由により，要請市町等による災害の調査が困難な場合で，要請市町等の長から災害の調査の要請があったとき。

2　応援隊は，要請市町等の職員等が現場に不在のときは，当該市町等の職員等が到着するまでの間，災害現場の保存に努めるとともに，必要に応じて初動の調査を行

うものとする。

（応援の始期等）

第９条　応援の始期は応援隊が出動した時点とし，応援の終期は応援隊が帰着した時点とする。

（経費の請求）

第 10 条　応援市町等の長は，協定第９条第２号又は第３号の規定により応援に要した経費を請求するときは，別記様式第５号により要請市町等の長に請求するものとする。

（応援隊の派遣計画）

第 11 条　協定市町等の長は，協定第６条第１項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため，あらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

（情報交換等）

第 12 条　協定市町等は，次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

⑴　消防力及び消防概要

⑵　その他応援に関し必要な事項

（合同訓練の実施）

第 13 条　協定市町等は，円滑な応援活動を確保するため，合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

（連絡会議）

第 14 条　広島県及び協定市町等は，協定第 11 条に規定する疑義事項等を協議するほか，協定の適正な運用を図るため，必要に応じて連絡会議を開くものとする。

（その他）

第 15 条　この実施細目の実施に関して必要な事項は，広島県及び協定市町等が協議して運用する。

附　則

１　この実施細目は，協定施行の日から施行する。

２　広島県内広域消防相互応援協定実施細目（平成 22 年３月 16 日施行）は，協定の施行の日の前日をもって廃止する。

別記様式第１号

指 定 連 絡 先 変 更 届

		年　月　日 指定	
		市町等名	
		所 在 地	
連 絡 体 制		昼間(8:30～17:15)	夜間(17:15～8:30)
① 連絡担当課又は係名			
② 電話番号（有線）			
③ 防災行政無線（衛星）	設置場所		
	無線番号		
	FAX 番号		
④ FAX 番号			
⑤ その他連絡に必要な事項			

注　１　土日祝日は，夜間扱いとする。
　　２　防災行政無線は，広島県の防災行政無線をいう。
　　３　届出事項に変更がある場合は，その都度遅滞なく届け出ること。

別記様式第２号

文　書　番　号
年　月　日

様

要　請　者
市町等名
職・氏名　　㊞

応援要請書

広島県内広域消防相互応援協定書第5条第1項の規定により，次のとおり応援要請します。

①災害の種別	
②災害発生日時	
③災害発生場所	
④被害の状況	
⑤必要とする車両，資器材等の種別及び数量並びに人員	
⑥応援隊の主な活動	
⑦応援隊の到着希望日時	
⑧集結場所	
⑨使用する無線局	
⑩その他必要な事項	

別記様式第3号

応援隊活動結果報告書

市町等名

災害種別		災害発生場所			
災害発生日時	年　月　日　時　分	応援要請受信時分	月　日　時　分受信	発信者	
				覚知方法	

応援隊の行動経過

	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	放水有無	開始時分	終了時分	使用水利	引揚時分	帰着時分	使用資器材	特記事項
消防隊														

	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	搬送有無	現場発	病院着	搬送人員	引揚時分	帰着時分	傷病者搬送医療機関	特記事項
救急隊														

	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	救助有無	開始時分	終了時分	救助人員	引揚時分	帰着時分	使用した救助器具等	特記事項
救助隊														

	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	応援有無	開始時分	終了時分		引揚時分	帰着時分	任務	特記事項
その他														

死者及び負傷者 区分	死者 男	死者 女	負傷者 男	負傷者 女
消防吏員	人	人	人	人
消防団員	人	人	人	人
消防活動に関係がある者	人	人	人	人
応急消火義務者	人	人	人	人
消防協力者	人	人	人	人
その他	人	人	人	人
計	人	人	人	人

応援活動の概要

資器材等の使用状況			応援活動に起因する事故		
	応援市町等のもの			職員・団員の負傷	
	要請市町等のもの			資器材等の損傷	

注　応援隊の活動状況図を添付すること。
出動時分は，自消防本部(局)を出発した時間を記入すること。
到着時分は，災害現場に到着した時間を記入すること。

別記様式第4号

災害概要報告書

市町等名

発生場所		業態 事業所名		関係者 所有者			
日時	発生 年 月 日( ) 時 分	覚知 年 月 日 時 分	覚知方法		放水開始日時 月 日 (活動開始日時) 時 分	火勢制圧 月 日 時 分	鎮火 月 日 (活動終了日時) 時 分
発生原因			災害の概要				

損害程度			死者及び負傷者	区分	死者		負傷者		気象状況				
	建物	0			男 人	女 人	男 人	女 人		観測	場所		
		半焼 棟 ㎡		消防吏員	男 人	女 人	男 人	女 人			日時	日 時 分	
		部分焼 棟 ㎡		消防団員	男 人	女 人	男 人	女 人		天候		積雪	cm
	林野			消防活動に関係がある者	男 人	女 人	男 人	女 人		風向		火災警報	
	車両			応急消火義務者	男 人	女 人	男 人	女 人		風速		気象上の参考事項	
	船舶			消防協力者	男 人	女 人	男 人	女 人		気温	℃		
	その他			その他	男 人	女 人	男 人	女 人		相対湿度	%		
	推定損害額	千円		計	男 人	女 人	男 人	女 人		実効湿度	%		

救助活動の有無	有・無	救助人員	人
出動状況	時 分 隊		
	時 分 隊		
	時 分 隊		
	時 分 隊		
	時 分 隊		
	時 分 隊		
	時 分 隊		
	時 分 隊		

要請市町等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員
応援市町等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員

応援出動状況	応援機関	人員	車両	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
		人	台	
	合計	人	台	

資器材	要請状況 (時分・品名・数)	補給状況 (時分・品名・数)

本災害の教訓	

発見，通報の状況		本災害の問題点	
先着隊到着時の状況及び防ぎょ概要			
避難誘導及び救助等の概要			
救急・救助活動の状況			

死傷者の生じた理由	

注 1 現場略図(付近見取図等)及び消防活動状況図を添えること。
2 出動状況は，覚知から鎮火に至るまでの間の出動状況を記載すること。

別記様式第５号

文　書　番　号
年　月　日

様

請 求 者
市町等名
職・氏名　　印

応援に要した経費の請求について

このことについて，　　年　月　日　時　分ごろ
で発生した災害へ応援出動したので，広島県内広域消防相互応援協定第９条及び広島県内広域消防相互応援協定実施細目第10条の規定により次のとおり応援に要した経費を請求します。

請求金額		金	
請求金額の内訳	経費の区分	請求金額	摘要

別　表

指　定　連　絡　先　一　覧　表

(29年6月1日現在)

区　　分	時間帯別	連絡・要請窓口	電　　話		ファクシミリ	
			有　　線	衛　　星	有　　線	衛　　星
広　島　県	昼間	危機管理監消防保安課	082 - 228 - 2159	自局特番-101-2778	082 - 227 - 2122	自局特番-101-119
	夜間	危機管理監危機管理連絡員	082 - 228 - 0999	自局特番-101-2786	082 - 227 - 2122	自局特番-101-119

※　広島県への連絡　～　夜間及び時間外はＦＡＸ前に電話連絡すること。

広島県内消防本部

区　　分	時間帯別	連絡・要請窓口	電　　話		ファクシミリ	
			有　　線	衛　　星	有　　線	衛　　星
広島市消防局	昼間	警防部警防課	082-546-3451	自局特番-701-92317	082-249-1160	自局特番-701-92319
	夜間	警防部警防課指令係	082-546-3456	自局特番-701-92391	082-542-1007	自局特番-701-92369
呉市消防局	昼間	警防課	0823-26-0314	自局特番-623-392	0823-26-0308	自局特番-623-393
	夜間	警防課	0823-26-0119	自局特番-623-392	0823-26-0309	自局特番-623-393
三原市消防本部	昼間	警防課	0848-64-5924	自局特番-610-30	0848-62-5119	自局特番-610-17
	夜間	尾道市・三原市消防指令センター	0848-55-0119	自局特番-610-532	0848-55-9130	自局特番-610-601
尾道市消防局	昼間	警防課	0848-55-9122	自局特番-611-452	0848-55-9132	自局特番-611-601
	夜間	通信指令課	0848-55-0119	自局特番-611-511	0848-55-9130	自局特番-611-601
大竹市消防本部	昼間	通信指令室	0827-54-0119	自局特番-616-201	0827-53-2928	自局特番-616-223
	夜間	通信指令室	0827-54-0119	自局特番-616-201	0827-53-2928	自局特番-616-223
東広島市消防局	昼間	警防課	082-422-5648	自局特番-621-88403	082-422-7248	自局特番-621-522
	夜間	指令課	082-422-0119	自局特番-621-88390	082-423-8243	自局特番-621-522
廿日市市消防本部	昼間	警防課	0829-30-9233	自局特番-617-903	0829-32-4119	自局特番-617-81
	夜間	警防課通信指令係	0829-32-8111	自局特番-617-80	0829-31-2739	自局特番-617-81
安芸高田市消防本部	昼間	消防課通信指令係	0826-42-0931	自局特番-608-713	0826-42-0877	自局特番-608-33
	夜間	消防課通信指令係	0826-42-0931	自局特番-608-713	0826-42-0877	自局特番-608-33
江田島市消防本部	昼間	警防課	0823-40-0119	自局特番-622-67	0823-42-1965	自局特番-622-68
	夜間	警防課通信指令係	0823-40-0119	自局特番-622-67	0823-42-1965	自局特番-622-68
府中町消防本部	昼間	消防課警防係	082-286-3119	自局特番-606-704	082-288-6337	自局特番-606-799
	夜間	警備通信室	082-286-3119	自局特番-606-720	082-288-6337	自局特番-606-799
北広島町消防本部	昼間	消防課	0826-72-0119	自局特番-619-6530	0826-72-5145	自局特番-619-19
	夜間	消防課	0826-72-0119	自局特番-619-6535	0826-72-7172	自局特番-619-19
備北地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0824-63-9575	自局特番-609-131	0824-63-3446	自局特番-609-49
	夜間	通信指令課	0824-63-1191	自局特番-609-143	0824-63-3446	自局特番-609-49
福山地区消防組合消防局	昼間	警防課	084-928-1193	自局特番-614-1311	084-928-1220	自局特番-614-1081
	夜間	指令課	084-928-1194	自局特番-614-1511	084-921-9357	自局特番-614-1081

広島県内消防団事務局

区分	時間帯別	連絡・要請窓口	電話		ファクシミリ	
			有線	衛星	有線	衛星
広島市消防団	昼間	広島市消防局　消防団室	082 - 546 - 3421	自局特番-701-92231	082 - 247 - 1645	自局特番-701-92239
	夜間	〃　警防課　指令係	082 - 546 - 3456	自局特番-701-92391	082 - 542 - 1007	自局特番-701-92369
呉市消防団	昼間	消防総務課消防団係	0823 - 26 - 0305	自局特番-623-305	0823 - 26 - 0308	自局特番-623-393
	夜間	警防課	0823 - 26 - 0119	自局特番-623-392	0823 - 26 - 0309	自局特番-623-393
竹原市消防団	昼間	総務部総務課	0846 - 22 - 7719	自局特番 - 203 - 215	0846 - 22 - 8579	自局特番 - 203 - 599
	夜間	宿直室	0846 - 22 - 2270	自局特番 - 203 - 215	0846 - 22 - 8579	自局特番 - 203 - 599
三原市消防団	昼間	警防課	0848 - 64 - 5924	自局特番-610-31	0848 - 62 - 5119	自局特番-610-17
	夜間	消防課	0848 - 62 - 2101	自局特番-610-37	0848 - 62 - 5119	自局特番-610-17
尾道市消防団	昼間	消防局警防課	0848 - 55 - 9122	自局特番 - 611 - 452	0848 - 55 - 9132	自局特番 - 611 - 601
	夜間	消防局通信指令課	0848 - 55 - 0119	自局特番 - 611 - 511	0848 - 55 - 9130	自局特番 - 611 - 601
福山市消防団	昼間	福山地区消防組合消防局警防課	084 - 928 - 1193	自局特番-614-1311	084 - 928 - 1220	自局特番-614-1081
	夜間	福山地区消防組合消防局指令課	084 - 928 - 1194	自局特番-614-1511	084 - 921 - 9357	自局特番-614-1081
府中市消防団	昼間	総務課生活安全係	0847 - 43 - 7211	自局特番 - 208 - 224	0847 - 46 - 3450	自局特番 - 208 - 81
	夜間	宿日直室	0847 - 43 - 7111	自局特番 - 208 - 555	0847 - 46 - 3450	自局特番 - 208 - 81
三次市	昼間	総務部危機管理課	0824 - 62 - 6116	自局特番-209 - 1321	0824 - 62 - 2951	自局特番 - 209 - 597
	夜間	夜間窓口	0824 - 62 - 6111	自局特番-209 - 1100	0824 - 62 - 2951	自局特番 - 209 - 597
庄原市	昼間	生活福祉部危機管理課	0824 - 73 - 1206	自局特番-210 - 2020	0824 - 72 - 3322	自局特番-210 - 2091
	夜間	警備	0824 - 73 - 1111	自局特番-210 - 2097	0824 - 72 - 3322	自局特番-210 - 2091
大竹市	昼間	消防本部消防団係	0827 - 53 - 7708	自局特番 - 616 - 303	0827 - 53 - 7338	自局特番 - 616 - 223
	夜間	消防本部通信指令室	0827 - 54 - 0119	自局特番 - 616 - 201	0827 - 53 - 2928	自局特番 - 616 - 223
東広島市	昼間	消防局消防総務課	082 - 422 - 6062	自局特番-621-88402	082 - 423 - 0363	自局特番-621-522
	夜間	消防局指令課	082 - 422 - 0119	自局特番-621-88390	082 - 423 - 8243	自局特番-621-522
廿日市市	昼間	消防本部総務課	0829 - 30 - 9231	自局特番-617-423	0829 - 32 - 4119	自局特番-617-81
	夜間	警防課通信指令係	0829 - 32 - 8111	自局特番-617-80	0829 - 31 - 2739	自局特番-617-81
安芸高田市	昼間	総務企画部危機管理室(消防防災係)	0826 - 42 - 5625	自局特番-381 - 417, 自局特番-381 - 419, 自局特番-381 - 420	0826 - 42 - 4376	自局特番 - 381 - 499
	夜間	宿　直	0826 - 42 - 2111	自局特番 - 381 - 180	0826 - 42 - 4376	—
江田島市	昼間	消防本部総務課	0823 - 40 - 0355	自局特番-622-28	0823 - 42 - 1965	自局特番-622-68
	夜間	消防本部警防課通信指令係	0823 - 40 - 0119	自局特番-622-67	0823 - 42 - 1965	自局特番-622-68
府中町	昼間	消防課警防係	082 - 286 - 3119	自局特番 - 606 - 706	082 - 288 - 6337	自局特番 - 606 - 799
	夜間	警備通信室	082 - 286 - 3119	自局特番 - 606 - 720	082 - 288 - 6337	自局特番 - 606 - 799
海田町	昼間	生活安全課	082 - 823 - 9208	自局特番 - 304 - 158	082 - 823 - 7927	自局特番 - 304 - 159
	夜間	宿直室	082 - 822 - 2121	—	082 - 823 - 9635	—
熊野町	昼間	総務部総務課	082 - 820 - 5601	自局特番 - 307 - 304	082 - 854 - 6351	自局特番 - 307 - 499
	夜間	宿直室	082 - 820 - 5600	自局特番 - 307 - 158	082 - 854 - 6351	自局特番 - 307 - 499
坂町	昼間	民生部 環境防災課	082 - 820 - 1506	自局特番 - 309 - 262	082 - 820 - 1522	—
	夜間	役場　宿直室	082 - 820 - 1500	自局特番 - 309 - 102	082 - 820 - 1522	—
安芸太田町	昼間	総務課	0826 - 28 - 2111	自局特番 - 363 - 101	0826 - 28 - 1622	自局特番 - 363 - 79
	夜間	宿直室	0826 - 28 - 2111	自局特番 - 363 - 180	0826 - 28 - 1622	自局特番 - 363 - 79
北広島町	昼間	危機管理監	0826 - 72 - 2111	自局特番-366 - 2121	0826 - 72 - 5242	自局特番 - 366 - 299
	夜間	本庁宿直室	0826 - 72 - 2115	自局特番-366 - 2121	0826 - 72 - 5242	自局特番 - 366 - 299

大崎上島町	昼間	総務課	0846 - 65 - 3111	自局特番 - 428 - 122	0846 - 65 - 3198	—
	夜間	宿直室	0846 - 65 - 3111	—	0846 - 65 - 3198	—
世羅町	昼間	総務課	0847 - 22 - 1111	自局特番 - 461 - 214	0847 - 22 - 2768	自局特番 - 461 - 401
	夜間	総務課	0847 - 22 - 1111	自局特番 - 461 - 290	0847 - 22 - 2768	自局特番 - 461 - 401
神石高原町	昼間	総務課	0847 - 89 - 3330	自局特番 - 544 - 120	0847 - 85 - 3394	自局特番 - 544 - 791
	夜間	宿直	0847 - 89 - 3330	自局特番 - 544 - 700	0847 - 85 - 3394	自局特番 - 544 - 791

※時間帯別の昼間とは，平日８時30分～17時15分の間。夜間とは，平日17時15分～翌８時30分の間及び土日祝日。

広島県内高速道路等消防相互応援実施基準

1　趣　旨

この実施基準（以下「基準」という。）は，広島県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第10条及び広島県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第15条に基づき，広島県内にある構造の特殊性を有する次に掲げる道路（以下「高速道路等」という。）上で発生した災害において，迅速かつ円滑な消防相互応援を行うことを目的として，必要な事項を定める。

(1)　中国自動車道
(2)　山陽自動車道
(3)　広島呉道路
(4)　東広島・呉自動車道
(5)　尾道松江道
(6)　広島岩国道路
(7)　広島高速道路

2　用語の定義及び連絡窓口

この基準において使用する用語は，協定及び実施細目において使用する用語の例による。

なお，協定市町等への連絡は，協定市町等を管轄する消防本部の指定連絡先とする。

3　応援要請の特例

(1)　通常応援

別表の応援市町等に掲げる協定市町等は，同表の応援区域において災害の発生を覚知した場合は，当該災害発生市町等から協定第５条に規定する応援要請があったものとみなし，応援隊を派遣するものとする。

この場合，応援市町等から災害発生市町等への連絡及び災害発生市町等の所属する消防隊等の出動については，実施細目第３条第３項，第４項及び第５項の規定を準用する。

(2)　特別応援

災害発生市町等は，前号の規定による応援市町等以外の協定市町等の応援が必要と認める場合は，別途定める「広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準」により応援を要請するものとする。

4　応援要請書等の処理

本基準により消防相互応援が行われた場合の手続きは，実施細目の規定に準じて，次のとおり処理するものとする。

(1)　災害発生市町等は，事後，速やかに実施細目第２条第３項に規定する応援要請書を応援市町等に送付するものとする。

⑵　応援市町等は，活動終了後，速やかに，実施細目第７条第１項に規定する活動結果報告書を災害発生市町等に送付するものとする。

⑶　災害発生市町等は，活動終了後，速やかに，実施細目第７条第１項に規定する災害概要報告書を応援市町等に送付するものとする。

５　その他

この基準の実施に関して必要な事項は，広島県及び協定市町等が協議して別に定めるものとする。

附　則

１　この基準は，平成29年６月１日から施行する。

２　従前の「広島県内高速道路消防相互応援協定書」及び「広島県内高速道路消防相互応援協定実施細目」（平成５年10月26日施行）は廃止する。

別表

通　常　応　援　出　動　区　分　表

平成29年6月1日現在

応援市町等	応援区域	
広島市	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	中国自動車道上り線のうち広島市と北広島町の境界から千代田JCTの間 山陽自動車道上り線のうち広島市と東広島市の境界から志和ICの間 山陽自動車道下り線のうち広島市と廿日市市の境界から宮島SAの間 広島呉道路下り線のうち広島市と呉市の境界から天応東ICの間 広島高速2号線上り線のうち広島市と府中町の境界から府中入路の間 広島高速2号線下り線のうち広島市と府中町の境界から矢賀入路の間
呉市	(1) (2)	広島呉道路上り線のうち呉市と広島市の境界から坂北ICの間 東広島呉道路下り線のうち呉市と東広島市の境界から黒瀬ICの間
三原市	(1) (2) (3) (4)	山陽自動車道上り線のうち三原市と尾道市の境界から尾道ICの間 山陽自動車道下り線のうち三原市と竹原市の境界から河内ICの間 尾道松江道上り線のうち世羅町と尾道市の境界から尾道北ICの間 尾道松江道下り線のうち世羅町と三次市の境界から甲奴ICの間
尾道市	(1) (2) (3)	山陽自動車道上り線のうち尾道市と福山市の境界から福山西ICの間 山陽自動車道下り線のうち尾道市と三原市の境界から三原久井ICの間 尾道松江道下り線のうち尾道市と世羅町の境界から世羅ICの間
大竹市		広島岩国道路上り線のうち大竹市と廿日市市の境界から大野ICの間
東広島市	(1) (2) (3)	山陽自動車道上り線のうち竹原市と三原市の境界から本郷ICの間 山陽自動車道下り線のうち東広島市と広島市の境界から広島東ICの間 東広島呉道路上り線のうち東広島市と呉市の境界から郷原ICの間
廿日市市	(1) (2)	山陽自動車道上り線のうち廿日市市と広島市の境界から五日市ICの間 広島岩国道路下り線のうち廿日市市と大竹市の境界から大竹ICの間
安芸高田市	(1) (2)	中国自動車道上り線のうち安芸高田市と三次市の境界から三次ICの間 中国自動車道下り線のうち安芸高田市と北広島町の境界から千代田ICの間
府中町	(1) (2)	広島高速2号線上り線のうち府中町と広島市の境界から間所入路の間 広島高速2号線下り線のうち府中町と広島市の境界から大洲入路の間
北広島町	(1) (2)	中国自動車道上り線のうち北広島町と安芸高田市の境界から高田ICの間 中国自動車道下り線のうち北広島町と広島市の境界から広島自動車道下り線の広島北ICの間
備北地区消防組合	(1) (2)	中国自動車道下り線のうち三次市と安芸高田市の境界から高田ICの間 尾道松江道上り線のうち三次市と世羅町の境界から世羅ICの間
福山地区消防組合		山陽自動車道下り線のうち福山市と尾道市の境界から尾道JCTの間

注　1　ICはインターチェンジの略
　　2　JCTはジャンクションの略
　　3　SAはサービスエリアの略
　　4　高速自動車国道法第4条第1項に基づく路線名について，本表では，「中国縦貫自動車道」を「中国自動車道」，「中国横断自動車道尾道松江線」を「尾道松江道」，「広島高速道路」を「広島高速」，「東広島・呉自動車道」を「東広島呉道路」という。

広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準

1　趣旨

この実施基準（以下「基準」という。）は，広島県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第 10 条及び広島県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第 15 条に基づき，広島県内で第３項に規定する大規模災害等が発生した場合における広島県内広域消防相互応援活動（以下「消防相互応援」という。）が，県内の消防本部及び消防団により，迅速，的確かつ必要最大限に実施されることを目的として，必要な事項を定める。

2　用語の定義及び連絡窓口

この基準において使用する用語は，協定及び実施細目において使用する用語の例によるほか，次の各号に定めるものとする。

なお，協定市町等への連絡は，第９項を除き，協定市町等を管轄する消防本部の指定連絡先とする。

(1)　ブロック　広島県内の市町を２ブロックに区分した西部地域及び東部地域をいい，当該区分に属する協定市町等は，別表１のとおりとする。

(2)　災害発生ブロック　災害発生市町等の属するブロックをいう。

(3)　応援ブロック　災害発生ブロックに対して消防相互応援を行うブロックをいう。

(4)　ブロック代表　ブロックの消防相互応援を調整するための代表消防本部をいう。

(5)　ブロック代表代行　ブロック代表に事故がある場合，又は連絡の取れない場合に，ブロック代表を代行する消防本部をいう。

(6)　災害発生ブロック代表　災害発生ブロックのブロック代表をいう。

(7)　応援ブロック代表　応援ブロックのブロック代表をいう。

(8)　県代表　広島県全体の消防相互応援を調整するための代表消防本部をいう。

(9)　県代表代行　県代表に事故がある場合，又は連絡の取れない場合に，県代表を代行する消防本部をいう。

(10)　ブロック内応援　ブロック内の協定市町等で行う消防相互応援をいう。

(11)　全県応援　ブロックを越えた応援活動の必要がある消防相互応援をいう。

3　対象とする災害

この基準の対象とする災害は，次に掲げる災害とし，２以上の協定市町等の応援を必要とするものとする。

ただし，災害による被害が小規模又は限定的と判明し，拡大する恐れがないと判断される場合を除く。

(1)　大規模な火災，高層建築物火災，危険物火災その他特殊火災

(2)　地震，風水害その他の大規模な自然災害

(3)　航空機事故，列車事故等の集団救急救助事故

(4)　前各号に掲げるほか，大規模又は特殊な災害

4　応援の要請

前項に規定する災害に係る協定第５条に規定する応援要請は，次のとおり行うものとし，その連絡系統は別表２のとおりとする。

⑴　災害発生市町等は，その属するブロックのブロック代表（又はブロック代表代行。以下同じ。）に対して，ブロック内応援又は全県応援の要請の連絡を行うものとする。

⑵　ブロック内応援

ア　災害発生市町等からブロック内応援の要請を受けたブロック代表は，当該ブロック内の他の協定市町等に対して応援要請の連絡を行うとともに，その旨を県代表（又は県代表代行。以下同じ。）に連絡するものとする。

イ　前アの連絡を受けた県代表は，その旨を災害発生市町等が属さないブロックのブロック代表及び広島県（以下「県」という。）に連絡するものとする。

ウ　前イの連絡を受けたブロック代表は，その旨を自己のブロックに属する協定市町等に情報提供するものとする。

⑶　全県応援

ア　災害発生市町等から全県応援の要請の連絡を受けたブロック代表は，当該ブロック内の他の協定市町等及び県代表に対して応援要請の連絡を行うものとする。

イ　前アの連絡を受けた県代表は，応援ブロック代表に対して応援要請の連絡を行うとともにその旨を県に連絡するものとする。

ウ　前イの連絡を受けた応援ブロック代表は，当該ブロック内の協定市町等に対して応援要請の連絡を行うものとする。

⑷　連絡が取れない場合等の措置

ア　前各号の規定に関わらず，ブロック代表若しくは県代表に連絡が取れない場合又は緊急を要する場合は，災害発生市町等は直接他の協定市町等に応援を要請し，又は県に応援要請を連絡できるものとする。

イ　前アの応援要請を受けた協定市町等又は応援要請の連絡を受けた県は，当該応援要請に係る臨機の対応を行うとともに，別表２に示す連絡先への連絡に努めるものとする。

5　応援の決定

協定第６条第２項又は第３項に係る事項（以下「応援隊情報」という。）は次のとおり連絡するものとし，当該連絡系統は，別表２のとおりとする。

⑴　応援市町等は，応援隊情報を，自己の属するブロックのブロック代表に連絡するものとする。

⑵　ブロック内応援

ア　前号の連絡を受けたブロック代表は，当該応援隊情報を災害発生市町等及び県代表に連絡するものとする。

イ　前アの連絡を受けた県代表は，当該応援隊情報を災害発生市町等が属さないブロックのブロック代表及び県に連絡するものとする。

ウ　前イの連絡を受けたブロック代表は，当該応援隊情報を自己のブロックに属

する協定市町等に情報提供するものとする。

(3) 全県応援

ア　第１号の連絡を受けたブロック代表は，当該応援隊情報を県代表に連絡するものとする。

イ　前アの連絡を受けた県代表は，当該応援隊情報を災害発生市町等及び県に連絡するとともに，ブロック代表に情報提供するものとする。

6　迅速出動体制

(1) 第３項に規定する災害が発生した場合において，災害発生市町等と連絡が取れず，かつ，事態に照らして緊急を要し，第４項に規定する応援要請を待ついとまがないと認められる場合は，災害発生市町等以外の協定市町等は自らの判断により，ブロック代表又は県代表は災害発生市町等の近隣の協定市町等の消防本部に依頼して，災害発生市町等に先行調査のための応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができる。この場合，協定第５条に規定する応援要請があったものとみなす。

(2) 先遣隊を派遣した協定市町等は，その旨を自己の属するブロックのブロック代表に連絡するものとする。

(3) ブロック代表は，自ら先遣隊を派遣し，先遣隊の派遣を依頼し，又は前号の連絡を受けた場合は，その旨を自己のブロックに属する前号以外の協定市町等及び県代表に連絡するものとする。

(4) 県代表は，自ら先遣隊を派遣し，先遣隊の派遣を依頼し，又は前号の連絡を受けた場合は，その旨をブロック代表（ただし，前号の連絡を受けたブロック代表を除く。）及び県に連絡するものとする。

(5) 前号の連絡を受けたブロック代表は，その旨を自己のブロックに属する協定市町等に連絡するものとする。

(6) 第３号又は第５号の連絡を受けた協定市町等は，直ちに応援のための準備に着手するものとする。

7　指揮支援隊

(1) ブロック内応援の場合にあっては当該ブロックのブロック代表が，全県応援の場合にあっては県代表が災害発生市町等の現地本部に指揮支援隊を派遣し，災害発生市町等の指揮支援に当たるとともに，応援隊の活動を調整・統括するものとする。

(2) 災害発生市町等が複数に及ぶ場合は，県代表及びブロック代表が協議して，指揮支援隊の派遣を調整するものとする。

(3) 災害発生市町等の現地本部に先着した応援隊（第６項に規定する先遣隊を含む。以下「先着応援隊」という。）は，前２号に規定する指揮支援隊が到着するまでの間，暫定的に指揮支援隊として活動するものとする。

8　応援隊の派遣及び活動等

災害時における応援隊の活動及び平時における応援隊の登録及び装備等については，「緊急消防援助隊広島県大隊応援等実施計画」に準ずるものとする。

9　消防団の応援活動

(1)　消防団による応援は，消防団の特徴である「要員動員力」「即時対応力」「地域密着性」の活用及び被災地に投入する消防力の最大化等を図ることを目的とし，災害種別，規模及び危険性等を勘案して行うものとする。

(2)　応援の要請及び決定

ア　災害発生市町等は，前号の応援を必要とする場合は，第４項の規定に関わらず，協定第５条に規定する応援要請について，協定市町等に対して直接連絡するものとする。

イ　前アの応援要請を受けた協定市町等は，第５項の規定に関わらず，協定第６条に規定する応援隊の派遣について，災害発生市町等に対して直接連絡するものとする。

ウ　県，県代表及びブロック代表は，消防団による応援の情報を得た場合は，相互に連絡するものとする。

(3)　応援市町等は，消防団による応援を行う場合は，消防団長及び消防団を所轄する消防本部の消防長と協議の上，消防組織法第 18 条第３項の規定に基づき出動させるものとする。

(4)　応援活動を行う消防団は，災害発生市町等の長の指揮のもと，各消防団を所轄する消防本部と緊密に連携して活動するものとする。

10　県の対応

県は，必要に応じて現地本部に職員を派遣し，情報収集及び連絡調整に当たるとともに，県代表と連携し，消防相互応援の円滑な実施及び緊急消防援助隊との連携の確保のため，関係機関との調整等必要な措置を講じるものとする。

11　応援体制の縮小等

(1)　消防相互応援の体制を縮小又は廃止する場合は，ブロック内応援の場合は災害発生市町等及び災害発生ブロック代表が，全県応援の場合はブロック内応援の場合に加え，県代表及び応援ブロック代表が協議の上，決定するものとする。

(2)　ブロック内応援の場合であって前号の決定を行った場合は，ブロック代表は県代表にその旨を連絡するものとする。

(3)　県代表は，消防相互応援の体制を縮小又は廃止した場合は，その旨を県に連絡するものとする。

12　応援の中止

(1)　応援市町等は，応援隊の派遣を中止すべき特別な事情が生じた場合は，自己の属するブロックのブロック代表にその旨を連絡し，派遣を中止することができるものとする。

(2)　ブロック代表は，前項の連絡を受けた場合は，県代表及び県に連絡するものとする。

(3) 前各号の規定に関わらず，消防団による応援の中止の連絡は，第９項に準じて行うものとする。

13 消防庁長官への連絡

(1) 県は，第４項第２号イ，同項第３号イ，同項第４号ア，第５項第２号イ，同項第３号イ，第６項第４号，第９項第２号ウ，第 11 項第３号，[第 12 項第２号]の連絡を受けた場合は，その旨を消防庁長官に連絡するものとする。

(2) 県代表は，県と連絡をとることができない場合であって必要と認める場合は，直接消防庁長官に連絡することができるものとし，その場合，事後速やかに県に連絡するものとする。

14 体制又は連絡の省略等

(1) ブロック代表若しくは県代表又は先着応援隊は，災害の状況により，災害発生市町等が自ら応援隊の活動を調整・統括することが適切と判断される場合は，第７項に規定する指揮支援を省略することができるものとする。

(2) 協定市町等又は県は，災害の状況により，災害対応に有効かつ支障がないと判断され，別表２の連絡系統における連絡先の了解を得た場合は，別表２の連絡系統に関わらず最適な連絡先に必要な情報を直接連絡できるものとする。

15 その他

この基準の実施に関して必要な事項は，県及び協定市町等が協議して別に定めるものとする。

附 則

1 この基準は，平成 29 年６月１日から施行する。

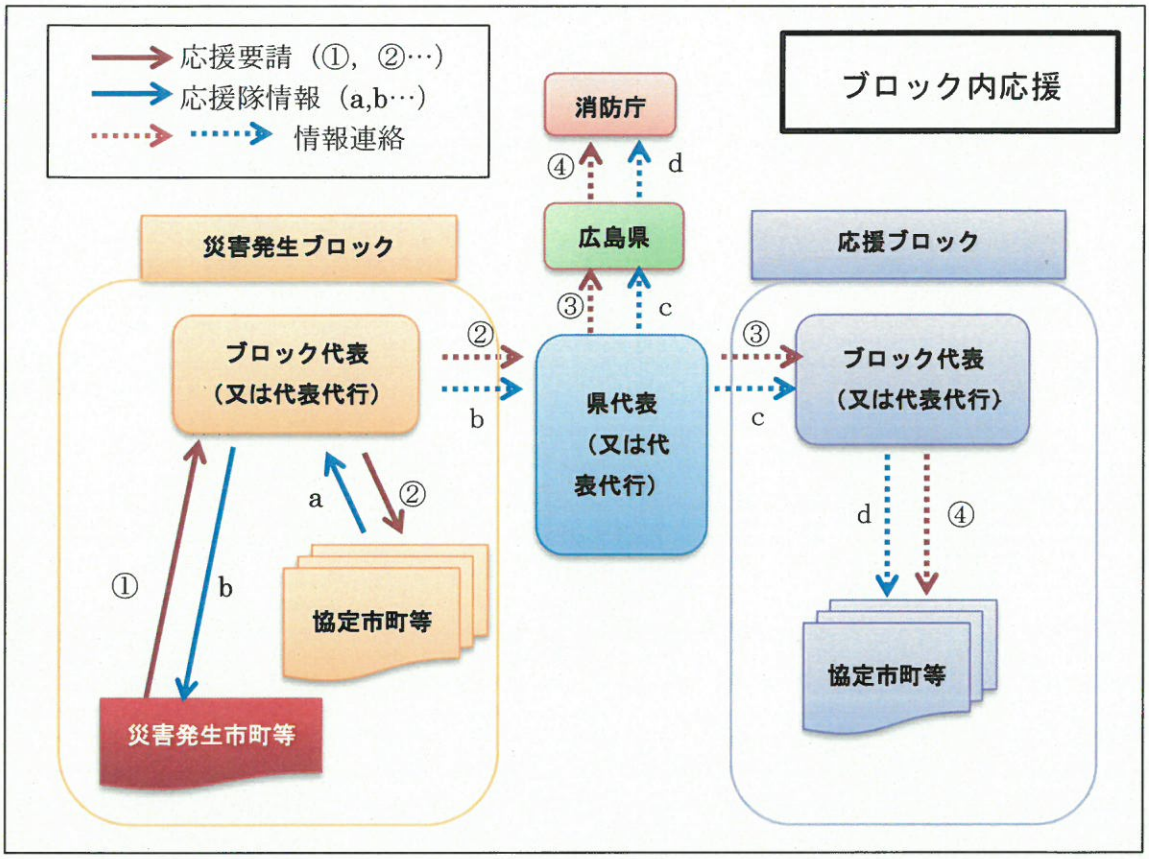
別表１

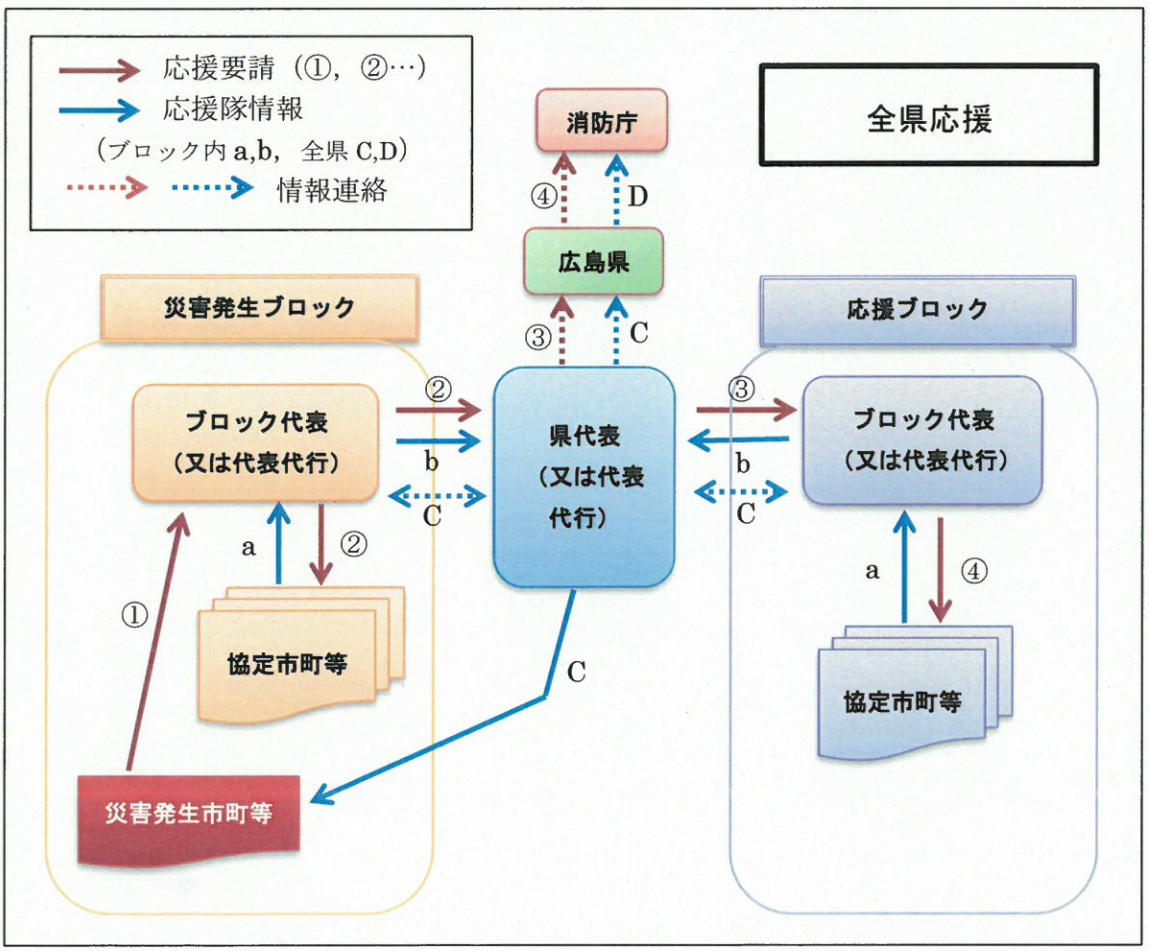
地域ブロックブロック代表県代表等一覧（基準第２条関係）

県代表本部	広島市消防局
県代表代行本部	福山地区消防組合消防局

ブロック	①　ブロック代表本部 ②　ブロック代表代行本部	ブロック内の消防本部	ブロック内の市町
西部ブロック	①　広島市消防局 ②　呉市消防局	広島市消防局 呉市消防局 大竹市消防本部 東広島市消防局 廿日市市消防本部 江田島市消防本部 府中町消防本部 北広島町消防本部 安芸高田市消防本部	広島市 呉市 竹原市 府中町 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町
東部ブロック	①　福山地区消防組合消防局 ②　備北地区消防組合消防本部	福山地区消防組合消防局 尾道市消防局 三原市消防本部 備北地区消防組合消防本部	三原市 尾道市 福山市 三次市 庄原市 府中市 世羅町 神石高原町

別表２


応援要請（①，②…）
応援隊情報（a,b…）
情報連絡
ブロック内応援
消防庁
広島県
災害発生ブロック
応援ブロック
ブロック代表
（又は代表代行）
県代表
（又は代表代行）
ブロック代表
（又は代表代行）
協定市町等
協定市町等
災害発生市町等


応援要請（①，②…）
応援隊情報
（ブロック内 a,b，全県 C,D）
情報連絡
全県応援
消防庁
広島県
災害発生ブロック
応援ブロック
ブロック代表
（又は代表代行）
県代表
（又は代表代行）
ブロック代表
（又は代表代行）
協定市町等
協定市町等
災害発生市町等

消防団の応援を行う場合の調整方法等について

広島県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく消防団の応援を行う場合の応援内容等の調整方法等について，６に定める市町において，協定，広島県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）及び広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準に定めるほか，次のとおり運用する。

１　消防団の応援に際し，協定第５条第２項に定める応援要請に係る事項については，実施細目第２条第３項に定める別記様式第２号によるほか，応援市と要請市が電話，ファクシミリ及びメール等によって調整するものとし，必要に応じて，要請市の負担の軽減及び的確な応援活動の実施を図るため，応援市の職員等が要請市に赴き，要請市の消防団長等と直接調整するものとする。

なお，調整にあたっては，次の点にも留意するものとする。

(1)　重機の活用が有効である場合は，重機，運搬車両，オペレーター等の確保について，応援市と要請市の役割分担を確認する。

(2)　避難所の運営支援が必要である場合は，応援市は，必要に応じて，調整のために女性団員等を要請市の避難所に派遣する。

２　応援市は，次の事項に留意して消防団の応援を実施するものとする。

(1)　被災地への往復を含む団員の安全確保

(2)　現場指揮者等との調整，活動の指揮及び団員の健康管理等を行う責任者の配置

３　要請市は，主に次の事項について対応するものとする。

(1)　応援活動の日時，内容，必要な人員・車両・資機材，交通経路，応援隊の車両の駐車場所，集結場所，休憩場所，その他必要な情報の提示

(2)　現場の案内，説明等のための現場指揮者等の配置

(3)　活動に必要な消耗品，補給燃料，リース資機材等の提供

４　応援市が複数となった場合は，応援市間において役割分担等を調整する。

５　災害が相当広範囲にわたり，市相互の調整が困難と判断される場合は，県に対して，協定第６条第４項の規定による調整を依頼する。

６　運用する市町

三次市，庄原市，安芸高田市

７　運用開始日

令和２年３月１日

県境隣接広域消防相互応援協定書

（目　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律２２６号）第２１条の規定に基づき、協定管内において災害が発生した場合に、協定した市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行なうことにより災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の実施区域）

第２条　この協定の実施区域は、協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で協定市町等の応援を必要とするものとする。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町及び消防組合（以下「要請市町等」という。）が、次の各号いずれかに該当する場合に他の協定市町等の長又は消防長に対して行なうものとする。

(1)　災害が、協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合

(2)　要請市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認める場合

(3)　災害を防ぎょするため、他の協定市町等が保有する車両、資機材等を必要と認める場合

２　前項に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3)　必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員

(4)　応援隊（消防団を含む。以下同じ。）の到着希望日時及び集結場所

(5)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第５条　前条の規定により応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）は特別な理由がない限り応援を行なうものとする。

２　応援市町等の長が、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町等の長に通報するものとする。

３　応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報　告）

第７条　応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

２　要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1)　応援市町等が負担する経費

ア　人件費、消費燃料費等の経費

イ　応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援業務により負傷し疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ　応援隊員が要請市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2)　要請市町等が負担する経費

ア　要請による救援物資等の調達費用

イ　応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ　応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3)　全各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と要請市町等が協議し定めるものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

（疑義の協議）

第10条　この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書３通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その１通を所持するものとする。

附則

１　この協定は平成16年11月１日から施行する。

２　昭和63年４月１日に締結した県境隣接広域消防相互応援協定は廃止する。

安芸高田市長　　児玉更太郎

邑南町長　　石橋良治

江津邑智消防組合
管理者　江津市長　　田中増次

県境隣接広域消防相互応援協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、県境隣接広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第９条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援を必要とする災害）

第２条　協定第３条に規定する応援を必要とするものとは、協定第４条第１項各号のいずれかに該当する場合、その他特別な理由により、応援が必要と認めた場合をいう。

（応援の特例）

第３条　応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合、応援市町等の長は、応援隊を派遣して応援することができるものとする。

(1)　行政区域外で発生した災害を、管轄市町等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して、応援の必要があると認めた場合。

(2)　通信網の途絶等で、災害が発生した市町等との連絡がとれない場合で、応援の必要があると認めた場合。

２　前項に規定する応援及び行政区域外で発生した災害を、自己の行政区域の災害と判断して出動した場合は、協定に基づく応援要請による応援とみなすものとする。

（応援要請）

第４条　協定第４条第１項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、協定市町等は、あらかじめ連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号その他連絡に関し必要な事項を定め、通報指定場所届出書（別記様式第１号）により他の協定市町等に届け出るものとする。

２　応援要請は、前項に定める通報指定場所に電話等により、応援を要請し速やかに応援要請書（別記様式第２号）を応援市町等の長に送付するものとする。

（応援隊の派遣計画）

第５条　協定第５条第１項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、協定市町等の長又は消防長（以下「協定市町等の長」という。）はあらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　応援市町等の長は、応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資機材等の数量、出発日時及び応援隊の長の職、氏名等を、又は応援要請に応じることができない場合はその旨を要請市町等の通報指定場所に電話等により通報するものとする。

２　応援隊は、災害の状況に応じ、必要な装備資機材、被服等を携行するものとする。

（応援隊の活動）

第７条　要請市町等の長は、応援隊を効率的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員をして、現場への誘導及び担当任務の指定を行わせるとともに、必要に応じて、応援活動上必要な資機材等を応援隊に貸し与えるものとする。

２　応援隊と要請市町等との無線通信は全国共通波を使用するものとする。

３　要請市町等の長は、全国共通波を有する無線局のうちから特定局を指定し、応援隊に通報するものとする。

（報　告）

第８条　協定第７条に規定する報告は、次により行うものとする。

(1)　応援市町等の長は、応援隊の活動概要を応援隊活動結果報告書（別記様式第３号）により行うこと。

(2)　要請市町等の長は、災害の概要を災害概要報告書（別記様式第４号）により行うこと。

２　前項に定めるほか、応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後、要請市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1)　応援活動開始前

①　応援隊の現場到着日時

②　応援隊の車両、資機材等の種別及び数量並びに人員

(2)　応援活動終了後

①　応援隊の活動概要

②　応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無

③　応援隊の引き揚げ日時

（経費の請求）

第９条　応援市町等の長は、協定第８条の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第５号により、要請市町等の長に請求するものとする。

（情報交換等）

第 10 条　協定市町等の長は、次の各号に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

(1)　連絡担当課又は係、連絡担当者の職、氏名、電話番号その他連絡に関し必要な事項

(2)　通報指定場所

(3)　応援隊の派遣計画

(4)　消防力及び消防概況

(5)　その他応援に必要な事項

（合同訓練の実施）

第 11 条　協定市町等の長は、円滑な応援活動を確保するため、協定市町等間で協議の上、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

（連絡会議）

第 12 条　協定市町等は、協定第 10 条に規定する疑義事項等を協議するほか協定の適正な運用を図るため、協定市町等間において、必要の都度連絡会議を開くものとする。

（他の協定との関係）

第 13 条　協定市町等が締結しているこの協定以外の協定が競合する場合は、あらかじめ当該市町等間において協議しておくものとする。

（その他）

第 14 条　災害活動等について事前計画等が特に必要と認められる事項については、当該市町等の協議により別に定めるものとする。

２　この実施細目の実施に関して必要な事項は協定市町等が協議して運用する。

附則

この実施細目は、協定の日から実施する。

警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と安芸高田警察署（以下「乙」という。）とは、安芸高田市内において災害が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」とういう。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第２条　乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第３条　甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において施設提供について積極的に協力するものとする。

２　施設提供の対象とする甲の施設は、次のとおりとする。

(1) 安芸高田市民文化センター　安芸高田市吉田町吉田761番地

(2) その他、甲が指定する施設

（施設の適切な管理）

第４条　乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費、その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第６条　甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明け渡し）

第７条　乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を現状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第 8 条　乙の使用に伴う甲の施設、備品類の破損、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償するものとする。

（協議）

第 9 条　この協定の定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自 1 通を所持する。

平成 27 年 2 月 2 日

甲　安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市
市　長　浜田一義

乙　安芸高田市吉田町吉田 1204 番地 2
安芸高田警察署
署　長　川上和樹

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と安芸高田市長(以下「乙」という。)は、安芸高田市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目　的)

第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、安芸高田市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第３条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、安芸高田市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成23年 7月4日

甲　国土交通省　中国地方整備局長　福田　功

乙　安芸高田市　安芸高田市長　浜田　一義

土師ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省中国地方整備局土師ダム管理所長（以下「甲」という。）と安芸高田市長（以下「乙」という。）は、乙が江の川（上流）周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達補助として要請することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備を操作し、支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第２条　甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、江の川（上流）における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第３条　費用負担については、原則次のとおりとする。

（１）洪水時に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、甲が所有する設備に関して伝達に係わる費用は甲の負担とする。

（２）伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

（伝達方法）

第４条　乙が住民に情報を伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

（１）　甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送

（２）　甲が設置している放流警報サイレン設備を用いた警報吹鳴

２．上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第５条　警報設備の配置は別図－１のとおりとし、所在は別表－１に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第６条　甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した伝達提供はできない。

２．乙は、原則として江の川（上流）において洪水被害等の発生が予想される場合以外には、警報設備を使用できない。

（情報伝達の責任）

第７条　乙の要請により甲が実施する警報設備を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

２．甲は第４条による伝達等の有無についての現地確認は行わない。

３．この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与える等の問題が生じた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第８条　本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期限）

第９条　本協定書は、締結の日から適用し、翌年の締結の前日に終了するが、締結の前日の３０日前までに甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、引き続き１年間継続されるものとする。

２．改案及び廃止の意思表示については書面をもって通知する。

（実施要領）

第１０条　本協定実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

（雑則）

第１１条　この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和２年６月 26 日

甲　国土交通省中国地方整備局

土師ダム管理所長　野元　俊秀

乙　安芸高田市

市　長　児玉　浩

別図－１　警報設備の配置



安芸高田市エリア

安芸高田市・三次市エリア

三次市エリア

別表－１　警報設備の所在地

No.	施設名	所在地
1	土師ダム管理所	広島県安芸高田市八千代町土師３６９－２４ 国土交通省土師ダム管理所構内
2	吉田水位観測所	広島県安芸高田市吉田町高樋官有無番地 国土交通省吉田水位観測所構内
3	長屋放流警報所	広島県安芸高田市吉田町長屋１２４１番３ 国土交通省長屋放流警報所構内
4	下入江放流警報所	広島県安芸高田市吉田町上入江官有無番地 国土交通省下入江放流警報所構内
5	上福原放流警報所	広島県安芸高田市福原官有無番地 国土交通省上福原放流警報所構内
6	竹原放流警報所	広島県安芸高田市吉田町竹原１０３９－２ 国土交通省竹原放流警報所構内
7	常友放流警報所	広島県安芸高田市吉田常友官有無番地 国土交通省常友放流警報所構内
8	柳原放流警報所	広島県安芸高田市吉田町吉田官有無番地 国土交通省柳原放流警報所構内
9	高屋放流警報所	広島県安芸高田市甲田町下小原官有無番地 国土交通省高屋放流警報所構内
17	上小原放流警報所	広島県安芸高田市上小原４７２６－１ 国土交通省上小原放流警報所構内
10	甲田放流警報所	広島県安芸高田市上甲立３９６－４ 国土交通省甲田放流警報所構内
11	上川立放流警報所	広島県三次市上川立町503番３ 国土交通省上川立放流警報所構内
12	深瀬放流警報所	広島県三次市上川立町永屋２４０２－６ 国土交通省深瀬放流警報所構内
13	下川立放流警報所	広島県三次市下川立町９５４－１ 国土交通省下川立放流警報所内

令和２年 6 月 26 日

土師ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領

国土交通省中国地方整備局土師ダム管理所長（以下「甲」という。）と安芸高田市長（以下「乙」という。）で協定した、土師ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する協定書（令和２年6 月26日付改定、以下「協定書」という。）の第１０条（実施要領）に関し、次のとおり実施要領を定める。

１．フロー

甲が設置した放流警報設備（以下「警報設備」という。）を、乙が利用するときのフローは別図－１「警報設備利用のフロー」のとおりとする。

２．警報設備利用の要求

別図－１に示す手続きとして、警報設備を利用する事前に、乙から甲へ次の内容を連絡するものとする。連絡方法は、次の内容を別紙様式－１「土師ダム放流警報設備の利用要求書」（以下「要求書」という。）に記入したものをＦＡＸで送信し、内容を電話で確認するものとする。

① 要求番号

要求する年月日時分を要求番号とする。

② 要求者

機関部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。

③ 利用する警報設備

利用する警報設備、及び、放送回数を記入する。

④ 警報設備を利用して伝達する情報の内容

事前に提出されている「警報設備を利用して伝達する情報」を録音し、記憶媒体に保存されている音声データのファイル名等の番号、または、電子メール等により送付された音声を記録したデータのファイル名称を記載する。

甲は乙からの放送内容の書面による依頼に対しての読み上げは行わない。

⑤ 警報設備を利用した情報伝達を開始（終了）する日時

情報伝達を開始（終了）する日時を記入する。

⑥ 送受信の確認

ＦＡＸを送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、受信確認者氏名を記入する。

３．伝達する情報の内容

伝達する情報の内容は次のとおりとする。

① 江の川の急激な増水に対する避難支援

② 大雨、台風など、気象により発生した災害に対する避難支援

③ 人命に関わる重大な災害に対する避難支援

4．要求書の不受理の判定

乙から受けた要求書に対して、次のものに対しては不受理の判定とする。

① 江の川と無関係な災害に対する、住民への連絡事項

例）土砂崩れ、雪崩、落雷、交通事故、人災などの情報提供

② 急を要さない気象による災害に対する、住民への連絡事項

例）気象情報の提供など

③ 災害と無関係な情報提供

例）イベント等の広報など

④ 書面による読み上げ依頼

5．操作結果の報告

甲は、乙から受けた要求書による警報設備の操作を行った結果を、次の内容に関して、別記様式－2「土師ダム放流警報設備等の操作結果報告書」（以下「報告書」という。）に記入したものをＦＡＸで送信し、内容を電話で確認するものとする。

① 要求番号

要求書に記載された要求番号を記入する。

② 報告者

機関部署名、担当者氏名、電話番号を記入する。

③ 警報設備の操作内容

警報設備の操作内容を記載する。特筆すべき事項があれば記載する。

④ 警報設備を操作した日時

要求書に従って警報設備を操作した日時を記入する。

⑤ 警報設備の操作者

要求書に従って警報設備を操作した者の氏名を記入する。

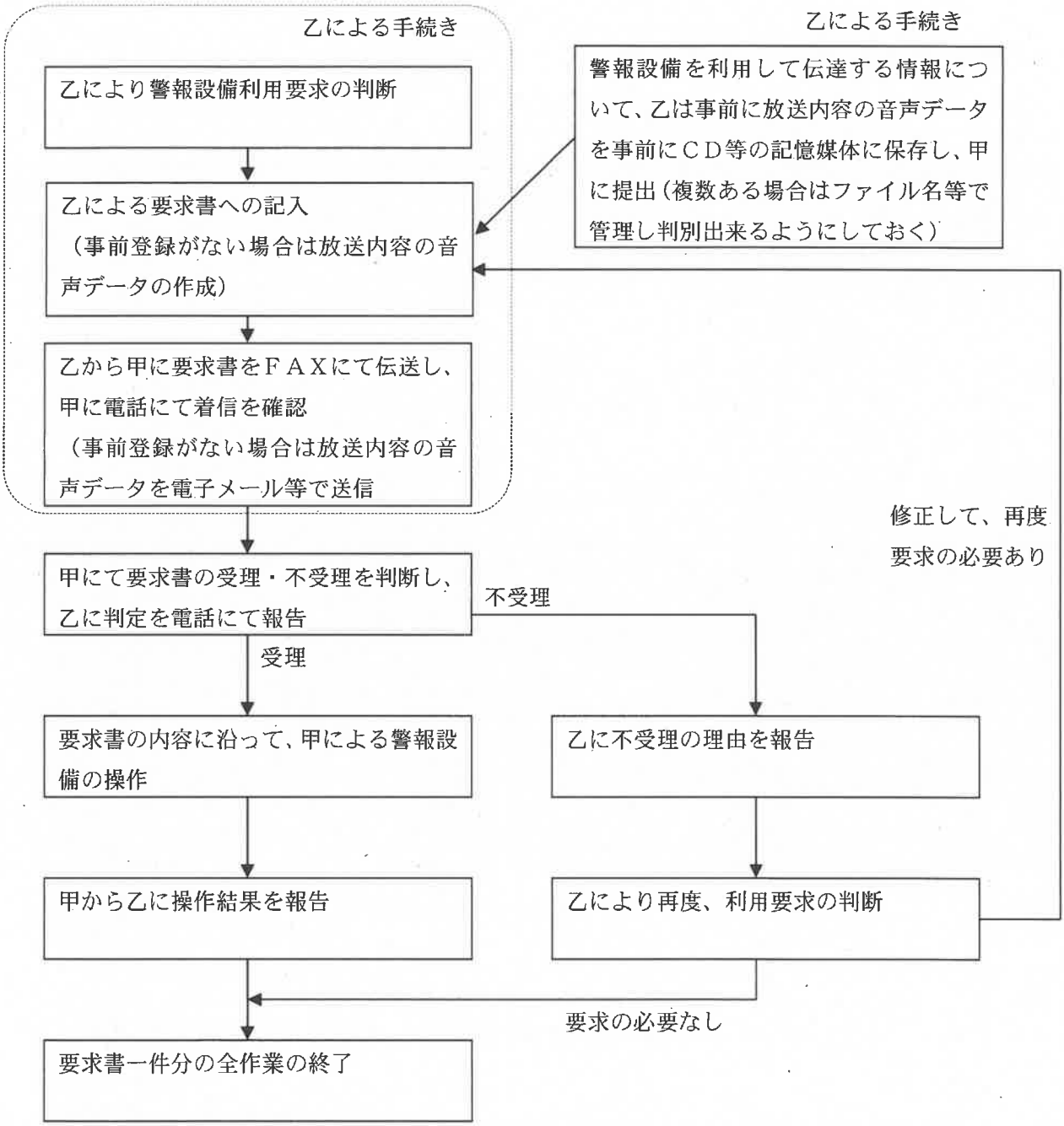
⑥ 送受信の確認

ＦＡＸを送信後、電話にて送受信の確認を行い、日時、受信確認者氏名を記入する。

附則

この要領は令和２年 6 月 26 日から施行する。

別図－１　警報設備利用のフロー



実施要領　別紙様式－1　土師ダム放流警報設備の利用要求書

土師ダム管理所長　殿

土師ダム放流警報設備を利用したく、「土師ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する協定書」（令和　年　月　日付）に基づき、「土師ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領」（同日付）に従って、下記のとおり警報設備の利用を要求する。

要求番号

令和 __ 年 __ 月 __ 日　__ 時 __ 分　__ 号

要求者

安芸高田市長

要求書作成担当者、連絡先

機関部署名　：　安芸高田市　危機管理課

担当者氏名　：

電話番号　：　(0826)　__　－　_____

決　裁		

利用する警報設備

☐ サイレン　☐ 放送

利用する場所　（□に「レ」を記入

☐ 安芸高田市全体（14ヶ所）全て

☐ 土師ダム管理所	☐ 上福原放流警報所	☐ 高屋放流警報所	☐ 深瀬放流警報所
☐ 吉田水位観測所	☐ 竹原放流警報所	☐ 上小原放流警報所	☐ 下川立放流警報所
☐ 長屋放流警報所	☐ 常友放流警報所	☐ 甲田放流警報所	
☐ 下入江放流警報所	☐ 柳原放流警報所	☐ 上川立放流警報所	

放送回数　___ 回

警報設備を利用して伝達する情報の内容

放送内容

事前提出の音声録音ファイル＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（乙の事前提出ファイル名）

別添添付の音声録音ファイル＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（メール等で送付されたファイル名）

警報設備を利用した情報伝達を開始（終了）する日時

令和 __ 年 __ 月 __ 日　__ 時 __ 分

送受信の確認

送信者の確認欄	受信者の確認欄
受信確認日時　__ 月 __ 日 __ 時 __ 分	受信確認日時　__ 月 __ 日 __ 時 __ 分
受信確認者氏名　：	受信確認者氏名　：
受信者側　：＿＿＿＿＿＿	受信者側　：＿＿＿＿＿＿
送信者側　：＿＿＿＿＿＿	送信者側　：＿＿＿＿＿＿

実施要領　別紙様式－2　土師ダム放流警報設備の操作結果報告書

安芸高田市長　殿

要求書に記載された内容について、警報設備の操作を行ったので、結果を下記のとおり報告する。

要求番号 令和 ＿ 年 ＿ 月 ＿ 日　＿ 時 ＿ 分　＿ 号			
報告者 土師ダム管理所長 報告書作成担当者の連絡先 機関部署名　：　土師ダム管理所 担当者氏名　： 電話番号　：　(0826)　52 － 2455	決　裁		
警報設備の操作内容（□に「レ」を記入） □ 要求書のとおり □ サイレン　□ 放送 □ その他（特筆事項）			
警報設備を操作した日時 令和 ＿ 年 ＿ 月 ＿ 日　＿ 時 ＿ 分			
警報設備の操作者			
送受信の確認			
送信者の確認欄		受信者の確認欄	
受信確認日時　＿ 月 ＿ 日 ＿ 時 ＿ 分 受信確認者氏名　： 受信者側　： 送信者側　：		受信確認日時　＿ 月 ＿ 日 ＿ 時 ＿ 分 受信確認者氏名　： 受信者側　： 送信者側　：	

江の川水系治水協定

一級河川江の川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日　既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1．洪水調節機能強化の基本的な方針

・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、２．に基づき、事前放流等を実施する。

・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。

・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯

水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。
・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2．事前放流の実施方針

・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、気象庁から江の川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
・中国地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

（1）事前放流の実施判断の条件

・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

（2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が提示するダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

（3）事前放流のルールの策定

・事前放流については、操作規則･施設管理規程･操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則･施設管理規程･操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

３．緊急時の連絡体制の構築

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

４．情報共有のあり方

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM 等））のいずれを利用しているかについて、中国地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、島根県・広島県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

５．事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

・事前放流の実施後、２．（２）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

６．洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則

って必要な対応を進めていくこととする。

7．その他

・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書１８通を作成し、各者は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年５月２９日

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局土師ダム管理所長

農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長

島根県土木部長

広島県土木建築局長

島根県企業局長

広島県公営企業管理者

広島市水道事業管理者

三次市水道事業　三次市長

庄原市水道事業　庄原市長

安芸高田市長

北広島町水道事業　北広島町長

世羅町長

広島中部台地土地改良施設管理組合管理者

三次市土地改良区　理事長

中国電力株式会社　東部水力センター所長

中国電力株式会社　西部水力センター所長

別紙

ダム	洪水調節容量 (万m3)	洪水調節可能容量※ (万m3)	基準降雨量 (mm)
土師ダム	3,150.0	738.9	177
灰塚ダム	3,800.0	1,189.0	357
八戸ダム	2,000.0	320.0	225
庄原ダム	42.0	18.1	162
浜原ダム	0.0	572.1	94
目谷ダム	0.0	5.6	—
高暮ダム	0.0	1,729.0	68
沓ヶ原ダム	0.0	38.6	68
板木ダム	0.0	0.0	—

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

ダム	水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間	水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万m3)
目谷ダム	６月１５日～１０月２０日	5.6

別　紙

治水協定補足事項

【用語の定義】

洪水調節可能容量：

洪水調節可能容量は、一定の条件のもとで放流設備等を使用し、事前放流により確保できる容量や水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む最大の容量である。

一方、実際の洪水時に事前放流により確保できる容量は、当該ダム下流の河川における流下能力、下流河川利用者の安全の確保、放流設備の能力、堤体及び貯水池の法面の安定を確保できる水位低下速度等を考慮して設定する必要がある。

このため、洪水調節可能容量と実際の洪水時に事前放流により確保できる容量とは異なる。

江の川流域治水推進に向けた連携・協力に関する覚書

国土交通省中国地方整備局（以下「甲」という。）、島根県、広島県（以下２県を「乙」という。）、江津市、川本町、美郷町、邑南町、三次市、安芸高田市（以下３市３町を「丙」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「丁」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、江の川における流域治水の一環として、江の川流域において、河川整備とまちづくりの一体的推進に向け甲、乙、丙及び丁が連携・協力し、江の川流域の安全確保の加速化及び持続可能な地域形成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲、乙、丙及び丁は第１条の目的を達成するため、次の事項に関して相互に連携・協力するものとする。

一　計画立案に関すること
二　事業の円滑な推進に関すること
三　情報交換及び連絡調整に関すること
四　その他、必要が生じた事項

（室の設置）

第３条　甲、乙及び丙は、第１条の目的を達成するため「江の川流域治水推進室（以下「室」という。）」を設置するものとする。

２　丁は、室に対し、専門的知見に基づき助言等を行うものとする。

３　本覚書に定めるもののほか、室の業務その他目的の達成に関して必要な事項は、別途定める。

（有効期間）

第４条　本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和４年３月31日までとする。ただし、期間満了日までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかから何ら申出がない場合には、同一条件でさらに１年間継続するものとし、その後も同様とする。

２　本覚書の廃止は、甲、乙、丙及び丁いずれかの申出により協議のうえ成立するものとする。

（その他）

第５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁がその都度協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書10通を作成し、それぞれ甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和３年４月19日

甲　国土交通省中国地方整備局長
小平　卓

乙　島根県知事
丸山　達也

広島県知事
湯﨑　英彦

丙　江津市長
山下　修

川本町長
野坂　一弥

美郷町長
嘉戸　隆

邑南町長
石橋　良治

三次市長
福岡　誠志

安芸高田市長
石丸　伸二

丁　独立行政法人都市再生機構　理事長
中島　正弘

江の川流域治水推進室設置に関する覚書

令和３年４月19日

国土交通省中国地方整備局（以下「甲」という。）、島根県、広島県（以下 ２ 県を「乙」という。）、江津市、川本町、美郷町、邑南町、三次市及び安芸高田市（以下3市 3 町を「丙」という。）は、「江の川流域治水推進に向けた連携・協力に関する覚書」第 3 条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（江の川流域治水推進室の設置）
第１条　「江の川流域治水推進室（以下「室」という。）」は甲、乙及び丙の職員で構成する。
２　室は、島根県江津市内に設置する。
３　室長は、国土交通省中国地方整備局河川部地域河川調整官をもって充て、室の運営を総括する。
４　副室長は、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所事業対策官をもって充て、室長を補佐し、室の運営を主体的に行う。
５　室員は、室の業務を担うため、業務内容に応じて、甲、乙及び丙から各々必要な職員を室員名簿に登録するものとし、変更が生じた場合、その都度、室長に報告するものとする。

（室の業務）
第２条　「江の川流域治水推進に向けた連携・協力に関する覚書」第１条の目的を達成するために必要となる直轄区間における計画案の作成及び事業調整を業務とし、業務遂行に必要な甲、乙及び丙間の連絡調整及び住民調整を行うものとする。
２　前項の業務を遂行するために目標及び成果を記載した年度計画を策定し、その達成に向けた調整事項を明記するものとし、変更が生じた場合には、その都度見直すものとする。

（室員等の派遣）
第３条　第２条の業務遂行に必要と判断した場合は甲、乙及び丙は、室員を派遣する。なお、業務内容によっては、室員以外の者を派遣できるものとする。
２　派遣に要した費用は各々の負担とする。

（室の運営経費）
第 4 条　室の運営に要する費用は、原則甲の負担とする。ただし、これによりがたい場合は乙及び丙と協議して定めるものとする。

（有効期間）
第５条　本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和４年３月31日までとする。ただし、期間満了日までに、甲、乙及び丙のいずれかから何ら申出がない場合には、同一条件でさらに 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。
２　本覚書の廃止は、甲、乙及び丙いずれかの申出により協議のうえ成立するものとする。

（その他）
第 6 条　本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた場合は甲、乙及び丙がその都度協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書９通を作成し、それぞれ甲、乙及び丙が押印のうえ、各自１通を保有する。

甲　国土交通省中国地方整備局
建政部長　河川部長　用地部長

乙　島根県　土木部長

広島県　土木建築局長　（公印廃止）

丙　江津市　副市長

川本町　副町長

美郷町　副町長

邑南町　副町長

三次市　建設部長

安芸高田市　建設部長

道の駅「三矢の里あきたかた」災害時における施設使用に関する覚書

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長　庄司　俊介（以下「甲」という。）と安芸高田市長　浜田　一義（以下「乙」という。）は、一般国道５４号安芸高田市吉田町山手１０５９番地１の道の駅「三矢の里あきたかた」（以下「道の駅」という。）周辺地域の大規模災害発生時における道路利用者及び地域住民（以下「避難者」という。）の安全を確保するため、緊急避難施設（以下「避難所」という。）としての使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、甲及び乙が防災機能を提供する範囲を明確にし、避難者に対し避難所としての適切な機能を提供することを目的とする。

（使用施設等）

第２条　豪雨、地震等の災害発生により、乙が道の駅を避難所として誘導する場合、甲は甲の所有する施設を避難場所等として提供する。

（１）甲の所有施設（屋外トイレ、駐車場）

（使用期間）

第３条　避難所としての使用期間は、避難所を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（使用料等）

第４条　避難者の避難行動により生じる上水道、し尿処理、電気使用料は、『道の駅「三矢の里あきたかた」の維持管理に関する覚書（令和２年３月27日締結）』に従い、甲・乙それぞれが負担するものとする。

（覚書の変更）

第５条　本覚書を変更する必要が生じたときは、甲・乙協議の上、これを変更できるものとする。

（覚書の有効期間）

第６条　本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から道の駅存続期間中とする。

（その他）
第７条　本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

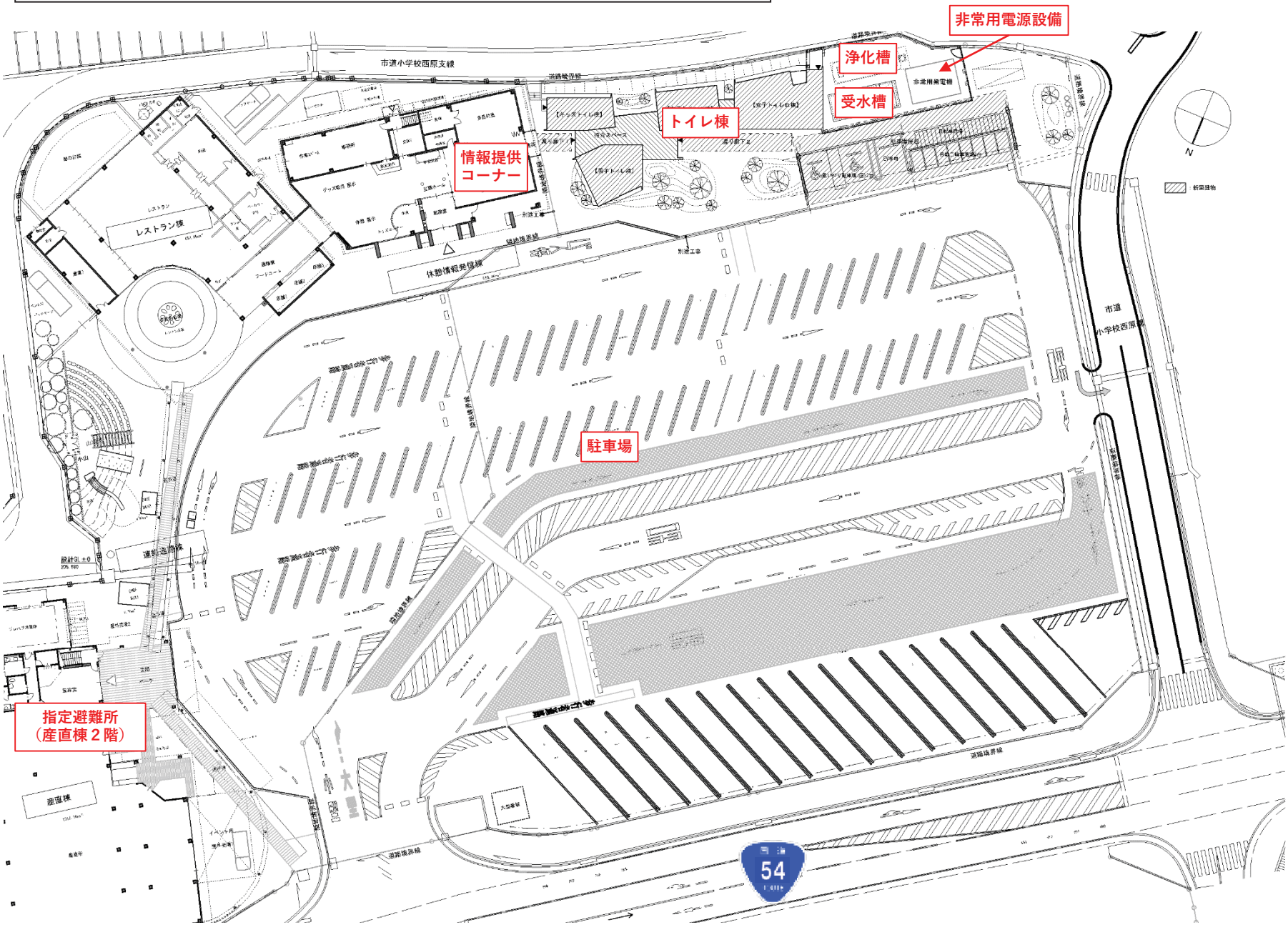
本覚書交換の証として、本書２通を作成し、甲・乙記名・押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 27 日

甲　国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長　庄 司 俊 介

乙　安 芸 高 田 市 長　浜 田 一 義

道の駅「三矢の里あきたかた」《施設配置》



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

安芸高田市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター（以下「乙」という。）は，災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第１条　乙は，甲に対し，次に掲げる事項について，適時，情報提供するものとする。

（１）停電発生時刻
（２）停電発生地域
（３）停電発生戸数
（４）停電復旧見込み
（５）停電原因
（６）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第２条　甲および乙は，連絡を円滑に処理するため，あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第３条　甲は，停電に関し，次に掲げる乙からの協力要請内容に対して，適宜，協力するものとする。

（１）広報車による住民への周知
（２）ＩＰ告知端末，自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
（３）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
（４）避難所へ避難された住民への周知
（５）住民からの問い合わせ対応
（６）道路等の被災・復旧状況の情報提供
（７）応援派遣者受入施設の提供
（８）ポータブル発電機の住民への貸出

（連携）

第４条　甲は，次に掲げる乙からの要請事項に関して，連携をとり，対応するものとする。

（１）土砂崩れ，倒木等による道路復旧
（２）除雪対応状況の情報提供
（３）電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第５条　大規模災害が発生した場合，甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に，乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は，停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第６条　甲および乙は，災害対策を円滑に推進するため，甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第７条　この取扱いに定める事項につき，変更すべき事由が生じたときは，甲および乙は，いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において，甲および乙は，誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第８条　この取扱いの実施に必要な細目については，甲および乙が協議の上，別に定めるものとする。

（その他）

第９条　この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき，または定めのない事項については，甲および乙が協議して定めるものとする。

なお，この取扱いの締結をもって，平成２８年３月１０日付で締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」は，失効するものとする。

この取扱いの確認を証するため，本書２通を作成し，甲および乙が記名・押印して，各々その１通を所持する。

２０２０年（令和２年）４月１日

安芸高田市吉田町吉田７９１

甲　　安芸高田市長　浜　田　一　義



三次市十日市中一丁目１番１号

乙　　中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター

所　長　　松　永　和　幸



災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

安芸高田市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター（以下「乙」という。）は，災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第８条の規定に基づき，取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第１条　乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で，甲と乙は，相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第２条　甲と乙の相互連絡は，専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第３条　第２条に定める電話等の設置および運用に要する費用は，甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第４条　乙は，停電発生時には，別に定める停電情報連絡票により，停電発生時刻，停電発生地域，停電発生戸数，停電復旧見込み，停電原因，停電復旧時刻を，必要の都度，甲へ連絡するものとする。

（要員派遣）

第５条　要員派遣は甲と乙それぞれが必要と判断した場合，申し入れのうえ行うこととし，乙の派遣先は次に掲げるとおりとする。

（１）甲が非常体制に入っている場合は，災害対策本部（総務部）

（２）甲が非常体制に入っていない場合は，危機管理課

（判断基準）

第６条　第５条に定める要員派遣の判断基準は次に掲げるとおりとする。

（１）大規模災害が発生した場合

（２）震度６弱以上の地震が発生した場合

（３）社会的影響の大きい事象が発生した場合

（４）甲の災害対策本部が立ち上がった時点

（５）乙の防災体制発令を連絡する時点

（６）他のインフラ事業者等の要員派遣状況（予定を含む）を聞き取り，乙からの派遣要否を協議　等

（連絡体制の解除）

第７条　乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で，甲と乙は，相互連絡体制を解除する。

（その他）

第８条　この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき，または定めのない事項については，甲および乙が協議して定めるものとする。

なお，この取扱いの締結をもって，平成２８年３月１０日付で締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱」は失効するものとする。

この取扱いの確認を証するため，本書２通を作成し，甲および乙が記名・押印して，各々その１通を所持する。

２０２０年（令和２年）４月１日

安芸高田市吉田町吉田７９１

甲　　安芸高田市長　　浜　田　　一　義

三次市十日市中一丁目１番１号

乙　　中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター

所　長　　松　永　　和　幸

災害時における連絡体制

○　安芸高田市役所

連絡責任者（正）	総務部　危機管理課長
連絡責任者（副）	総務部　危機管理課　防災・生活安全係長
連絡先電話番号	【代　表】０８２６－４２－２１１１（２４時間） 【直　通】０８２６－４２－５６２５
連絡先ＦＡＸ	０８２６－４２－４３７６
道路の被災・復旧状況に関する問合せ先	建設部　すぐやる課 【代　表】０８２６－４２－２１１１（２４時間） 【直　通】０８２６－４７－１２０９ 【ＦＡＸ】０８２６－４７－１２０６

○　中国電力ネットワーク株式会社三次ネットワークセンター

連絡責任者（正）		ネットワークサービス課長
連絡責任者（副）		ネットワークサービス課　サービス担当副長
連絡先電話番号	体制発令時	０８２４－６２－７２３０ 《携帯》　０９０－８３６２－９９４２
	体制発令前	【平日８：５０～１７：２０】 ０８２４－６２－７２３０ 【夜間・休日】 ①　カスタマーセンター ０１２０－５１３－４７７ ②　連絡責任者（副） ０９０－８３６２－９９４２
連絡先ＦＡＸ		０８２４－６２－７２０３

災害時における安芸高田市・安芸高田市内郵便局間の相互協力に関する覚書

安芸高田市長を甲とし、安芸高田市内の郵便局代表者吉田郵便局長を乙として、甲と乙は、安芸高田市内に発生した地震その他による災害時において、安芸高田市及び安芸高田市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結した。

（定義）

第１条　この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害をいう。

（協力の要請）

第２条　甲及び乙は、安芸高田市に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請するものとする。ただし、安芸高田市内の災害の状況に応じ迅速に対応する必要があると認めるときは、安芸高田市長及び安芸高田市を管轄する各郵便局長が相互に協力を要請することができる。

１　災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策

２　乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場等としての使用

３　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵政事業臨時事務所等への使用

４　安芸高田市及び各郵便局が収集した被災住民の避難先及び被災状況等に係る情報の相互提供

５　避難所への臨時郵便差出箱の設置

６　前５項に定めのない事項で、相互に協力が必要と認められる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請があったときは、速やかに協力するよう努めなければならない。

（実施の期間）

第４条　この覚書の期間は、平成 17 年 10 月１日から平成 18 年３月 31 日までとする。

２　前項の覚書期間満了の日の１月前までの間に、甲又は乙から覚書解除の意思表示のないときは、覚書期間は更に１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（経費の負担）

第５条　第２条に規定する協力の要請に対し、協力に際して要した経費については、法令その他に定めのあるものを除き、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべく金額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、災害時の安否情報等の相互提供について、日ごろから連絡体制を整備しておくこととし、その方法については別途協議するものとする。

２　安芸高田市内の郵便局は、安芸高田市若しくは市内各地域で実施される防災訓練

等へ参加することができる。

（覚書の解除）

第７条　甲は、乙が次に掲げる各号の一に該当するときは、この覚書の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、その責めに帰すべき事由により、この覚書の定めに違反したとき。

(2) この覚書の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為が認められるとき。

(3) 乙が、正当な理由に基づいて覚書の解除を申出たとき。

２　甲は、前項に規定する場合のほか、正当な理由がある場合は、この覚書の全部又は一部を解除することができる。

（秘密の保持）

第８条　甲及び乙は、第２条第１項、第４項及び第６項に規定する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び安芸高田市個人情報保護条例（平成 16 年安芸高田市条例第 15 号）の規定を遵守するために必要な措置を講じるとともに、秘密を他に漏らし、自己のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この覚書が解除され、又は実施に従事している者が職務を退いた後においてもまた同様とする。

（連絡責任者）

第９条　この覚書に関する連絡責任者は、別表のとおりとする。

（協議）

第10条　この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成 17 年 10 月 1 日

甲　安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長　児　玉　更　太　郎

乙　安芸高田市内郵便局代表
安芸高田市吉田町吉田 649 番地 4
吉田郵便局長　津　賀　山　一　幸

別表（第９条関係）

連絡責任者			備考
甲	安芸高田市	総務部長又は総務課長	
乙	郵便局	吉田郵便局長又は各郵便局長	

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

安芸高田市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者又は帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた場所に屋外配線及び屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機等）を設置し、乙が敷設する屋内配線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２　屋内配線や保安器、引込線等の乙が敷設する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に当たり、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別記様式１「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知することとする。

２　電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別記様式２「特設公衆電話一覧表」に定めて、情報管理責任者が管理するものとする。

３　設置に係る費用については、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機等）を甲が負担し、屋外配線及び屋内配線は乙の負担とする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別添「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）
第８条　甲及び乙は、特設公衆電話について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）
第９条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）
第１０条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）
第１１条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、すみやかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）
第１２条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）
第１３条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその１通を保有する。

平成２９年１１月８日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市
安芸高田市長　浜　田　一　義　印

乙　広島県広島市中区基町６番７７号
西日本電信電話株式会社
広島支店長　永　野　浩　介　印

別記様式１

情報管理責任者通知書（新規・変更・削除）

平成２９年１１月８日

西日本電信電話株式会社
広島支店設備部災害対策室
古田　和宏　　殿

安芸高田市役所
総務部　危機管理課
神田　正広

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第５条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理 責任者氏名	連絡先電話番号
「特設公衆電話一覧表」 （別記様式２）のとおり	（正） 神田　正広	Tel　０８２６－４２－５６２５ FAX　０８２６－４２－４３７６ E-mail　kikikanri@city.akitakata.jp
	（副） 藤井　伸樹	Tel　０８２６－４２－５６２５ FAX　０８２６－４２－４３７６ E-mail　kikikanri@city.akitakata.jp
	（正）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（副）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（正）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（副）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（正）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail
	（副）	Tel　　－　　－ FAX　　－　　－ E-mail

別記様式１

情報管理責任者通知書（新規・変更・削除）

平成２９年１１月８日

安芸高田市役所
総務部　危機管理課
神田　正広　殿

西日本電信電話株式会社
広島支店設備部災害対策室
古田　和宏

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第５条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理 責任者氏名	連絡先電話番号
「特設公衆電話一覧表」 （別記様式２）のとおり	（正） 古田　和宏	Tel　０８２－５０５－４７５７ FAX　０８２－２５０－７４６６ E-mail：kazuhiro.furuta.ru@west.ntt.co.jp
	（副） 松永　雄治	Tel　０８２－５０５－４７５７ FAX　０８２－２５０－７４６６ E-mail：yuuji.matsunaga.hd@west.ntt.co.jp
	（正）	Tel　－　－ FAX　－　－ E-mail
	（副）	Tel　－　－ FAX　－　－ E-mail
	（正）	Tel　－　－ FAX　－　－ E-mail
	（副）	Tel　－　－ FAX　－　－ E-mail
	（正）	Tel　－　－ FAX　－　－ E-mail
	（副）	Tel　－　－ FAX　－　－ E-mail

別記様式２

特設公衆電話一覧表

平成２９年１１月８日

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第５条に基づき、避難所特設公衆電話を次のとおりとする。

避難所名	避難所住所	特設公衆電話回線数	備考
クリスタルアージョ（安芸高田市民文化センター）	安芸高田市吉田町吉田７６１番地	２回線	
吉田生活改善センター	安芸高田市吉田町多治比６１３番地１	１回線	
吉田運動公園	安芸高田市吉田町相合５５５番地１	２回線	
安芸高田市立可愛小学校	安芸高田市吉田町山手１１６５番地３	１回線	
安芸高田市立郷野小学校	安芸高田市吉田町桂２３４番地	１回線	
八千代基幹集落センター	安芸高田市八千代町下根２５７０番地４	１回線	
八千代B&G海洋センター	安芸高田市八千代町佐々井１３２９番地	２回線	
安芸高田市立刈田小学校	安芸高田市八千代町勝田１６５１番地	１回線	
美土里体育センター	安芸高田市美土里町生田２９６８番地	１回線	
美土里Ｂ＆G海洋センター	安芸高田市美土里町本郷４５３５番地２	２回線	
安芸高田市立川根小学校	安芸高田市高宮町川根１９２０番地	１回線	
来女木公民館	安芸高田市高宮町来女木１７９６番地	１回線	
安芸高田市立来原小学校	安芸高田市高宮町原田３３７５番地	１回線	
安芸高田市立船佐小学校	安芸高田市高宮町佐々部９１５番地１	１回線	
高宮Ｂ＆G海洋センター	安芸高田市高宮町佐々部３８番地７	２回線	
高宮田園パラッツォ	安芸高田市高宮町佐々部９５７番地	２回線	
安芸高田市立甲田中学校	安芸高田市甲田町高田原１２５０番地	２回線	
甲田文化センターミューズ	安芸高田市甲田町高田原１４４６番地３	１回線	
甲田人権会館	安芸高田市甲田町高田原１４５８	１回線	
ふれあいプラザ向原	安芸高田市向原町坂１５２番地１３	１回線	
向原生涯学習センターみらい	安芸高田市向原町坂３３３番地	１回線	

甲　情報管理責任者（正）
　　安芸高田市役所　総務部　危機管理課　課長
　　神田　正広

乙　情報管理責任者（正）
　　西日本電信電話株式会社　広島支店　災害対策室　担当課長
　　古田　和宏

別添

特設公衆電話の定期試験仕様書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第7条に基づき、次に定める定期試験を年1回を目安として、実施することとする。

試験名	実 施 手 順
Ⅰ. NTT西日本による回線試験	①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで） の回線試験を実施します。
	②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
Ⅱ. 自治体様による通話試験	①各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、 正常に通話が出来るかの確認を実施します。
	②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門へ連絡願います。

日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区災害救援用自動車の使用に関する覚書

第１条　日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区長を「甲」とし、安芸高田市長を「乙」として、日本赤十字社安芸高田市地区災害救援用自動車「車両番号：広島４００ぬ４５６０」（以下「自動車」という。）の使用について、この覚書を締結する。

第２条　自動車は、甲の災害・事故その他緊急を要する救護等の業務を実施するため使用するものであるが、県民の健康・安全の推進を目的とし、甲の業務に支障の無い範囲で、乙の災害救援業務又は福祉業務等の公共業務に使用することができる。

第３条　原則、自動車の維持・管理に要する経費は甲が負担するものとするが、乙の業務により自動車を使用した際の経費については、乙が負担するものとする。

第４条　乙は当該自動車の運転者に対して、事故防止に万全を期するよう必要な措置を講ずるものとする。

第５条　この覚書に定めるもののほか、その他必要な事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第６条　この覚書について、甲、乙は相互に協力して目的を達成することを誓約し、本書２通を作成し記名調印のうえ、それぞれ一通を保有するものとする。

令和 元 年 5 月24 日

甲　日本赤十字社広島県支部
安芸高田市地区長　浜 田 一 義 ㊞

乙　安芸高田市長　浜 田 一 義 ㊞

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と広島県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、安芸高田市内に発生した地震、豪雨、河川氾濫、大規模火災その他による災害（以下「災害」という。）時において、吉田総合病院を避難場所又は避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定における乙が所有する対象施設は、別表のとおりとする。

２　その他、必要とされる施設及び付帯設備の使用に当たっては、その都度、乙の同意を要するものとする。

（避難所等の開設）

第３条　甲は、災害時において前条第１項の施設を避難場所等として開設する必要が生じた場合は、乙に対し、避難所等開設要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において施設提供について積極的に協力するものとする。

（避難所等の管理）

第５条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（費用負担）

第６条　乙の甲に対する避難所等の施設の提供は無償とする。ただし、避難所等の管理運営に係る費用及び管理運営上避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担額を決定するものとする。

（使用期間）

第７条　乙の施設を避難所等として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（避難所等の終了）

第８条　甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（様式第２号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

（協議）

第１０条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年８月１日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市長　浜　田　一　義

乙　広島県広島市中区大手町三丁目１３番１８号
広島県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長　岡　田　仁　志

別表

対象施設（第２条関係）

	施設名称	面積	受入可能人数	所在
1	健康管理センターロビー	147.43 ㎡	49 人	南館２階
2	研修室	93.45 ㎡	31 人	
3	会議室１	27.50 ㎡	9 人	
4	待合	25.32 ㎡	8 人	
5	会議室２	23.61 ㎡	7 人	
6	会議室	31.05 ㎡	10 人	南館３階
7	応接室	29.97 ㎡	9 人	
8	大会議室	224.35 ㎡	74 人	南館４階
9	ミーティングルーム	30.02 ㎡	10 人	

様式第１号（協定第３条関係）

年　　月　　日

広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院
病院長　　様

安芸高田市長

避　難　所　等　開　設　要　請　書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第３条の規定により、災害発生時における避難所等として、下記のとおり開設することを要請します。

記

開　設　日　時	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
使　用　施　設	●南館２階 □ 健康管理センターロビー □ 研修室 □ 会議室１ □ 待合 □ 会議室２ ●南館３階 □ 会議室 □ 応接室 ●南館４階 □ 大会議室 □ ミーティングルーム ※使用する施設にチェック
利　用　人　数	名（利用人数に変更がある場合は別途書面通知）
そ　の　他	

※連絡先：安芸高田市　　部　　課　　係
担当　　電話

様式第２号（協定第８条関係）

年　　月　　日

広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院
病院長　　様

安芸高田市長

避　難　所　等　使　用　終　了　届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第８条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

ついては、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

１　避難所等終了日時　　年　　月　　日　　時

２　引渡し予定日時　　年　　月　　日　　時

３　そ　　の　　他

４　連　　絡　　先　　安芸高田市　　部　　課　　係
担当　　電話

安芸高田市・日本下水道事業団災害支援協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一　向原浄化センター

二　吉田浄化センター

三　甲田浄化センター

四　八千代浄化センター

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一　甲の事務局　安芸高田市　建設部　上下水道課

二　乙の事務局　日本下水道事業団近畿・中国総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成３１年９月３０日までとする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

平成３０年　７月　７日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市
代表者　市長　　浜　田　一　義

乙　東京都文京区湯島二丁目３１番地２７
日本下水道事業団
代表者　理事長　　辻　原　俊　博

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救助の万全を期すため、安芸高田市（以下「甲」という。）と社団法人安芸高田市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について次のとおり協定書を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

２　前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）を含むものとする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

３　乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第３条　乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

⑴医療救護組織の編制

⑵医療救護組織の活動計画

⑶他地区医師会及び広島県医師会と関係機関との通信連絡計画

⑷指揮命令系統

⑸医薬品、医療資器材等の備蓄

⑹訓練計画

⑺その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第４条　乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

２　甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

３　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

⑴被災者に対する選別

⑵傷病者に対する応急処置及び医療

⑶傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

⑷被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第５条　乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第６条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

２　患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第９条　乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

（実費弁償等）

第10条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

⑴医療救護班の編成及び派遣に要する費用

⑵医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

⑶医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

⑷救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費

⑸前各号に該当しない費用であって、この協定書を実施するために要した実費

（細目）

第11条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第13条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持するものとする。

平成２１年３月２日

甲　安芸高田市吉田町吉田７９１番地

安芸高田市長　浜　田　一　義　　広島県安芸高田市長印

乙　安芸高田市吉田町吉田１０１０番地２

社団法人　安芸高田市医師会

会　長　　澤　﨑　晉　一

災害時の医療救護活動協定書実施細目

安芸高田市（以下「甲」という。）と社団法人安芸高田市医師会（以下「乙」という。）は、平成２１年３月２日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき以下の実施細目を定める。

（救護班の派遣要請）

第１条　協定第２条第１項に規定する甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、安芸高田市長（災害対策本部等）から安芸高田市医師会長に対して行うことを原則とする。

２　派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

（医療救護活動の報告）

第２条　乙は、協定第２条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第１号）、「医療救護班員名簿」（様式第２号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第３号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第３条　乙は、協定第２条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第４号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班に係る実費弁償等の請求）

第４条　協定第10条に規定する医療救護班に係る費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（様式第５号）により甲に請求するものとする。

２　協定第10条に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（様式第６号）により甲に請求するものとする。

３　協定第10条に規定する救護所が設置された医療機関における施設・設備の損傷に係る実費については、当該医療機関が「物件損傷等報告書」（様式第７号）により甲に請求するものとする。

（実費弁償の額等）

第５条　協定第10条第１号に規定する実費弁償の額は、原則として別表に定める額とする。

２　協定第10条第２号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る購入価格とする。

３　協定第10条第３号に規定する扶助金の支給については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

（支払い）

第６条　甲は、前２条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

（医療救護班派遣の限界）

第７条　乙は、協定第２条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、班員及びその周辺に危害又はその恐れがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持するものとする。

平成２１年３月２日

甲　安芸高田市吉田町吉田７９１番地

安芸高田市長　浜　田　一　義

乙　安芸高田市吉田町吉田１０１０番地２

社団法人　安芸高田市医師会

会　長　　澤　崎　晉　一

別　表（第５条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>日　当</th><th>旅　費</th><th>時間外勤務手当</th></tr>
<tr><td>医　師</td><td colspan="3" rowspan="3">災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則第9号）別表第二に定める額</td></tr>
<tr><td>看護師</td></tr>
<tr><td>薬剤師</td></tr>
<tr><td>補助員</td><td>災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則第9号）別表第二に定める看護師職と同額</td><td>職員の旅費に関する条例（昭和28年広島県条例第23号）に定める行政職五級の職務相当額</td><td>勤務1時間当たりの給与額（日当を８で除した額）に、職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）第15条第1項に規定する割合を乗じて得た額</td></tr>
</table>

様式第１号（第２条関係）

医療救護活動報告書

班　　名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況	備　　考
			月　日 時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　　送　　件 死体処理　　件	
			月　日 時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　　送　　件 死体処理　　件	
			月　日 時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　　送　　件 死体処理　　件	
			月　日 時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　　送　　件 死体処理　　件	
			月　日 時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　　送　　件 死体処理　　件	
			月　日 時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　　送　　件 死体処理　　件	
			月　日 時　分～　時　分 取扱件数　　件 移　　送　　件 死体処理　　件	

様式第２号（第２条関係）

医療救護班員名簿

班　名	職　種	氏　名	所　　属	住　　所	従事期間

様式第３号（第２条関係）

医薬品等使用報告書

班　名	

品　　名	規　格	数　量	薬価基準	
			単　　価	金　　額

様式第４号（第３条関係）

事　故　報　告　書

平成　　年　　月　　日から同　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故（　傷病　・　死亡　）者が発生したので報告します。

平成　　年　　月　　日

安芸高田市長　　様

報告者　住所

氏名　　印

別　紙

事故（　傷病　・　死亡　）者概要

氏　名		性別	男　・　女	年齢	歳
住　所					
職　種		勤務先		所属医療救護班名	
傷病名		程度	重症　・　中等症　・　軽症		
外来　・　入院　（　　月　　日）		診療(入院)医療機関名			
受傷（発病）日時	年　　月　　日　午前　・　午後　　時　　分				
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年　　月　　日　午前　・　午後　　時　　分				
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

様式第５号（第４条関係）

実　費　弁　償　請　求　書

平成　　年　　月　　日

安芸高田市長　様

住　所

氏　名　　印

次の金額を請求します。

金　額　　円

ただし、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に対する実費弁償として

（実費弁償額請求明細書　　別紙のとおり）

様式第６号（第４条関係）

扶　助　金　支　給　申　請　書

平成　　年　　月

安芸高田市長　様

住　所
氏　名　　印

災害時の医療救護活動に関する協定書第10条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏　名		性別	男 女	出　生 年月日	
	住　所					
	職　種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名		受傷(発病) 年月日			
	死亡原因		死亡年月日			
障害級別		療養開始 年月日		治ゆ年月日		
休業日数	年　月　日から 年　月　日まで　日 間		休業期間中における業務上の収入の有無			
扶助金支給基礎額		災害救助法施行令第14条第2項第　号該当				
扶助金支給申請額						
備考						

（裏面）

注　1　「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を付けること（療養扶助金申請の場合は不要）。
2　療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を付けること。
3　休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を付けること。
4　障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を付けること。
5　遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を付けること。
6　葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を付けること。
7　打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を付けること。

様式第７号（第４条関係）

物　件　損　傷　等　報　告　書

医療救護班名：
医療機関名　：

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数　量	単　価	金　額	備　考
計						

注　1　医療機関ごとに記入してください。
　　2　物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入してください。
　　3　損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入してください。
　　4　損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入してください。
　　5　備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入してください。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　ちとせ会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、安芸高田市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第３条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れの協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（受け入れの手続き）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（3）使用する期間

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受け入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受け入れ可能人数の把握）

第 10 条　甲及び乙は、本協定締結後、施設における受入可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第 11 条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはいけない。この協定終了後及び解除後においても同様とする。

２　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 13 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１７日

（甲）安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　浜　田　　一　義

（乙）安芸高田市吉田町吉田527番地7

社会福祉法人　ちとせ会

理事長　徳　永　　彰

（別表）

指定する施設（第４条関係）

施設名称	施設住所
特別養護老人ホーム　百楽荘	安芸高田市吉田町吉田 527 番地 7
特別養護老人ホーム　かがやき	安芸高田市向原町坂 287 番地 1

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、安芸高田市情報公開条例及び安芸高田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙の従業員又は従業員であった者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第４　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第５　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

（事故発生時における報告等）

第６　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　清風会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、安芸高田市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第３条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れの協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（受け入れの手続き）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等
(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
(3) 使用する期間

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受け入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受け入れ可能人数の把握）

第 10 条　甲及び乙は、本協定締結後、施設における受入可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第 11 条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはいけない。この協定終了後及び解除後においても同様とする。

2　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 13 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成２７年１１月１７日

（甲）安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市長　浜　田　　一　義



（乙）安芸高田市吉田町竹原 967 番地

社会福祉法人　清風会

会　長　　澤　崎　　卓　児



（別表）

指定する施設（第４条関係）

施設名称	施設住所
特別養護老人ホーム　清風会さくら	安芸高田市吉田町竹原 1891 番地 1
清風会　吉田清風荘	安芸高田市吉田町竹原 1759 番地 1
清風会　サンサンホーム	安芸高田市吉田町竹原 189 番地

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、安芸高田市情報公開条例及び安芸高田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙の従業員又は従業員であった者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第４　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第５　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

（事故発生時における報告等）

第６　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　寿老園老人ホーム（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、安芸高田市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第３条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れの協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（受け入れの手続き）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(3) 使用する期間

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受け入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受け入れ可能人数の把握）

第 10 条　甲及び乙は、本協定締結後、施設における受入可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第 11 条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはいけない。この協定終了後及び解除後においても同様とする。

２　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 13 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１７日

（甲）安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市長　浜　田　　一　義

（乙）広島市東区山根町 38 番 23 号

社会福祉法人　寿老園老人ホーム

理事長　　武　村　　浩　司

（別表）

指定する施設（第４条関係）

施設名称	施設住所
特別養護老人ホーム　レークサイド土師	安芸高田市八千代町土師 12251 番地 1

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、安芸高田市情報公開条例及び安芸高田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙の従業員又は従業員であった者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第４　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第５　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

（事故発生時における報告等）

第６　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　高宮美土里福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、安芸高田市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第３条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れの協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（受け入れの手続き）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(3) 使用する期間

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受け入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）
第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受け入れ可能人数の把握）
第 10 条　甲及び乙は、本協定締結後、施設における受入可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）
第 11 条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはいけない。この協定終了後及び解除後においても同様とする。
2　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

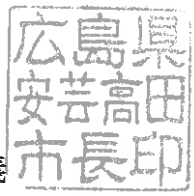
（効力）
第 13 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１７日

（甲）安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　浜　田　　一　義



（乙）安芸高田市高宮町原田380番地1

社会福祉法人　高宮美土里福祉会

理事長　　増　元　　正　信



（別表）

指定する施設（第４条関係）

施設名称	施設住所
特別養護老人ホーム　高美園	安芸高田市高宮町原田 380 番地 1

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、安芸高田市情報公開条例及び安芸高田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙の従業員又は従業員であった者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第４　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第５　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

（事故発生時における報告等）

第６　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　三篠会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、安芸高田市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第３条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れの協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（受け入れの手続き）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(3) 使用する期間

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受け入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）
第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第９条　甲は、乙が本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受け入れ可能人数の把握）
第 10 条　甲及び乙は、本協定締結後、施設における受入可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）
第 11 条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはいけない。この協定終了後及び解除後においても同様とする。
２　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第 13 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１７日

（甲）安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市長　浜　田　　一　義

（乙）広島市安佐北区白木町大字井原 4487 番地

社会福祉法人　三篠会

理事長　　酒　井　　亮　介

（別表）

指定する施設（第４条関係）

施設名称	施設住所
特別養護老人ホーム　甲田	安芸高田市甲田町下小原 3363 番地
向原こばと園　グループホーム向原	安芸高田市向原町坂 350 番地

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、安芸高田市情報公開条例及び安芸高田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙の従業員又は従業員であった者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第４　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第５　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

（事故発生時における報告等）

第６　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　ひとは福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、安芸高田市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要配慮者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第２条　この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第３条　甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れの協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で受諾するよう努めるものとする。

（指定する施設）

第４条　福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（受け入れの手続き）

第５条　甲は、第３条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(3) 使用する期間

（経費の負担）

第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき、乙が受け入れを承諾した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第８条　甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第９条　甲は、乙が本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（受け入れ可能人数の把握）

第 10 条　甲及び乙は、本協定締結後、施設における受入可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（守秘義務）

第 11 条　乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはいけない。この協定終了後及び解除後においても同様とする。

２　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第 13 条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

平成２７年１１月１７日

（甲）安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　浜　田　　一　義



（乙）安芸高田市向原町長田1857番地

社会福祉法人　ひとは福祉会

理事長　　寺　尾　　文　尚



（別表）

指定する施設（第４条関係）

施設名称	施設住所
共同ホームひとは　ひとは作業所	安芸高田市向原町長田 1841 番地 1

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、安芸高田市情報公開条例及び安芸高田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙の従業員又は従業員であった者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第４　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第５　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

（事故発生時における報告等）

第６　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

災害時多言語支援センター設置等に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」）という。）、社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び非営利活動法人安芸高田市国際交流協会（以下「丙」という。）は、災害時における多言語支援センター設置等に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、安芸高田市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害時多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置及び外国人に対する災害応急対策を実施するために、甲、乙及び丙の３者の果たすべき役割と協力事項を定めるとともに、日ごろから災害予防対策に取り組むことにより、甲乙丙相互に協働して災害を最小限度に防止することを目的とする。

（センターの設置）

第２条　丙は、市内で災害が発生し、甲の災害対策本部が開設され、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に、センターを設置する。

（１）　甲が丙にセンターの設置を要請したとき。

（２）　丙がセンターを設置する必要があるときと判断したとき。

（センター設置時の要請及び報告）

第３条　甲は、丙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行う。ただし、緊急時においては、口頭により要請し、後日文書により行う。

２　丙は、センターを設置したときは、文書により甲に報告する。ただし、緊急時においては、口頭により報告し、後日文書により行う。

（センター設置場所）

第４条　センターの設置場所は、原則、安芸高田市国際交流協会内とする。ただし、甲は、当該施設が被災し、設置が困難な場合には、これに代わる場所を確保する。

（センターの運営）

第５条　甲、乙及び丙は、相互に連携し、及び協力し、センターの運営に関し、必要な業務を実施する。

（センターの業務）

第６条　センターが実施する業務は、次のとおりとする。

（１）　乙に登録しているボランティア、丙の災害時外国人サポート又は外国人住民をはじめとするボランティアに対する協力依頼及び調整

（２）　乙、NPO、市町国際交流協会等の中核的支援機関への協力依頼及び調整

（３）　総務省の認定する地域国際化協会等への協力依頼及び調整

２　外国人住民等に対し、次の各号に掲げる支援業務を行う。

（１）　外国人住民等に必要な多言語による災害情報等の提供

（２）　外国人住民等からの問合せへの対応

（３）　外国人住民等からの相談への対応

（４）　避難者情報の収集に係る支援

（５）　外国人住民等が避難している避難所運営（通訳、翻訳等）への支援

（資機材等の確保）

第７条　甲、乙及び丙は、センターの活動に必要な資機材を相互に協力して確保する。

（費用負担）

第８条　センターの運営費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

２　丙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときには、その内容を説明することとする。

（損害賠償）

第９条　災害応急及び復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償は、各自が加入するボランティア保険により対応する。

（報告）

第１０条　甲は、丙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時の活動）

第１１条　甲及び乙及び丙は、この協定の実効性を図るため、外国人に対する災害予防対策として、平常時から防災に係る情報を共有し、双方が実施する防災訓練及び各種行事の中で実施する災害予防対策事業等に積極的に参加し、及び協力するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了の３か月前までに、甲乙丙３者から申し出がないときは、更に１年間延長し、以後もこれに従うものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書を３通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年　５月２４日

甲　　安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市
市長　浜田　一義

乙　　安芸高田市吉田町常友１５６４－２
社会福祉法人　安芸高田市社会福祉協議会
会長　竹重　博樹

丙　　安芸高田市八千代町下根６５１番地
特定非営利活動法人　安芸高田市国際交流協会
代表理事　末田　博信

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と広島北部農業協同組合（以下「乙」という。）は、安芸高田市内に発生した地震、豪雨、河川氾濫、大規模火災その他による災害（以下「災害」という。）時において、広島北部農業協同組合を避難場所又は避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定における乙が所有する対象施設の本店４階大ホールとし、受入可能人数は１６０名（面積 537.60 ㎡）とする。

２　その他、必要とされる施設及び付帯設備の使用に当たっては、その都度、乙の同意を要するものとする。

（避難所等の開設）

第３条　甲は、災害時において前条第１項の施設を避難場所等として開設する必要が生じた場合は、乙に対し、避難所等開設要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において施設提供について積極的に協力するものとする。

（避難所等の管理）

第５条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

（費用負担）

第６条　乙の甲に対する避難所等の施設の提供は無償とする。ただし、避難所等の管理運営に係る費用及び管理運営上避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担額を決定するものとする。

（使用期間）

第７条　乙の施設を避難所等として使用できる期間については、甲乙協議の上

決定するものとする。

（避難所等の終了）

第８条　甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届（様式第２号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

（協議）

第１０条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３１年３月２９日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田７９番地
安芸高田市長　浜　田　一　義

乙　広島県安芸高田市吉田町常友１２１０番地
広島北部農業協同組合
代表理事組合長　小　田　良　則

様式第１号（協定第３条関係）

年　　月　　日

広島北部農業協同組合
代表理事組合長　　様

安芸高田市長

避　難　所　等　開　設　要　請　書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第３条の規定により、災害発生時における避難所等として、下記のとおり開設することを要請します。

記

開　設　日　時	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
使　用　施　設	本店４階ホール
利　用　人　数	名（利用人数に変更がある場合は別途書面通知）
そ　　の　　他	

※連絡先：安芸高田市　　部　　課　　係
担当　　電話

様式第２号（協定第８条関係）

年　　月　　日

広島北部農業協同組合
代表理事組合長　　様

安芸高田市長

避　難　所　等　使　用　終　了　届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第８条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

ついては、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

１　避難所等終了日時　　年　　月　　日　　時

２　引渡し予定日時　　年　　月　　日　　時

３　そ　　の　　他

４　連　　絡　　先　　安芸高田市　　部　　課　　係
担当　　電話

安芸高田市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会（以下「乙という。）は、災害時における安芸高田市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第３条　甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙は、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第４条　センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。また甲は迅速に、これに応ずるものとする。

（センターの業務）

第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　被災情報の把握

（２）　ボランティアニーズの把握

（３）　災害ボランティアの募集、受付

（４）　災害ボランティア活動の情報発信

（５）　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

（６）　ボランティア活動保険の加入手続

（７）　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理

（８）　災害ボランティア活動に必要な移動支援

（９）　甲の災害対策本部等との以下の情報の共有

①被災状況・避難情報

②インフラ等の復旧計画・復旧情報

③ボランティアによる支援活動の状況

④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10)　関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11)　その他、センターの活動に必要な業務

（土のう袋、家財等運搬）

第８条　土のう袋、家財等の運搬については、甲の活動を優先するものとする。

（資機材等の確保）

第９条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第１０条　センターの拠点設置費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

３　乙は、前２項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第１１条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添え甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支うものとする。

３　支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき５年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第１２条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第１３条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第１４条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第１５条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

３　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第１６条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第１７条　この協定の有効期間は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和 3 年 10 月 22 日

甲　安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市
市長　石　丸　伸　二　　印

乙　安芸高田市吉田町常友１５６４番地２
社会福祉法人　安芸高田市社会福祉協議会
会長　竹　重　博　樹　　印

災害発生時における災害応急支援活動に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と　安芸高田市建設業協会（以下「乙」という。）とは、安芸高田市内で発生した地震・風水害等（以下「災害」という。）における初期段階の応急支援活動を円滑に、かつ効率よく実施するために、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　災害が発生した場合の初期段階において、乙が情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲の管理する公共施設等における迅速な被災状況の把握や災害応急活動円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（災害の定義）

第２条　災害は、甲が災害応急支援活動を行なうべき災害と認定した災害をいう。

（乙が行うべき平常時の準備）

第３条　乙は、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し、及びそれらの状況について把握する。

（1）　資材、機材等の物的支援活動体制

（2）　技術者、情報活動要員等の人的支援体制

（乙の支援内容）

第４条　甲からの要請に基づき、乙は次の各号に掲げる支援活動を行う。

（1）　被災状況に係る情報の提供

（2）　障害物の除去及び応急措置

（3）　人命救助に係る業務

（4）　その他、甲が必要とする業務

（5）　上記に伴う訓練

（費用の負担）

第５条　第４条に規定する支援活動に要した経費のうち、（1）及び（5）については乙が負担し、（2）、（3）及び（4）については甲が負担するものとする。

（協定期間）

第６条　協定期間は締結の日から効力を有し、次の各号に掲げる要件を満たす限りにおいてその期間は継続するものとする。

（1）　安芸高田市内に主たる営業所又は営業所を有すること。
（2）　安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱第３条に規定する資格審査を受け、第４条に規定する市建設工事入札参加者名簿に掲載されていること。
（3）　災害応急支援活動を行うことができる資材及び機材を有していること。

２　協定期間の終了は次の各号に該当する場合による。
（1）　乙の協定終了の意思表示がある場合
（2）　前項各号のいずれかを満たさなくなった場合

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長　石丸　伸二

乙　広島県安芸高田市吉田町吉田 1778 番地１
安芸高田市建設業協会
会長　和田　一雄

災害時における石油類燃料等の確保及び被災者支援等に関する協定書

安芸高田市を甲とし、株式会社オキタ石油を乙として、甲と乙は、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、乙が所有する株式会社オキタ石油セルフ甲田 CS（カーライフステーション）に設置されている災害対応ステーションを利用した、災害時における石油類燃料の確保及び被災者への支援について必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

(1)　市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2)　その他市長が特に必要と認めるとき。

２　乙は、甲からの協力要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第３条　甲が乙に要請する協力は、石油類燃料の供給とする。

２　乙は、災害時において、必要があると認める場合は、所有する給油所において、次に掲げる事項を自主的に実施するものとする。

(1)　被災者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

(2)　被災者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報を提供すること。

（要請の方法）

第４条　甲の要請は、前条第１項については文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（費用負担）

第５条　第３条第１項の協力に要する費用は、甲の負担とするものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第６条　この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

平成23年6月16日

甲　安芸高田市吉田町吉田791
安芸高田市長　浜田　一義

乙　安芸高田市甲田町上甲立461-4
株式会社オキタ石油セルフ甲田CS
代表取締役　沖田　勝

災害時における物資供給に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる

（調達物資の範囲）

第３条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)　別表に掲げる物資

(2)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第７条　第５条の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条　この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を所持する。

平成27年４月24日

甲　安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市
市　長　浜田　一義

乙　新潟県新潟市南区清水4501番地１
NPO法人　コメリ災害対策センター
理事長　捧　雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウエットティシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における畳の提供等に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と「5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、安芸高田市内で地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、避難所等への畳の供給を通じ、救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（協力依頼）

第２条　災害発生時には、甲から乙に畳の提供に関する協力を依頼するものとする。なお、緊急時において乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

（協力内容）

第３条　第２条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。

（１）畳の調達

（２）避難所等までの畳の輸送

（３）利用後の畳の処理

（畳の調達）

第４条　甲は乙に対して、調達を必要とする数・日時・場所等を指示して、畳の提供を求めることができるものとする。

２　乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用は甲乙協議して定める。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は、連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成27年7月17日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長

浜田一義　印



乙　兵庫県神戸市兵庫区永沢町３丁目８番８号

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

委員長

前田敏康　印



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第１条（目　的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第２条（定　義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)「住宅地図」とは、安芸高田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)「広域図」とは、安芸高田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第３条（地図製品等の供給の要請等）

１．乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２．地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３．甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４．乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５．本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第４条（地図製品等の貸与及び保管）

１．乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２．甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３．乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第５条（地図製品等の利用等）

１．甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２．甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３．甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第６条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第７条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第８条（協　議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

2016年2月3日

甲）広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市
市長　浜田　一義

乙）広島県広島市東区光町１丁目10番19号
株式会社ゼンリン　広島営業部
営業部長　水野　俊彦

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

１．趣旨

本細目は、安芸高田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

２．貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	安芸高田市　B4 判住宅地図	５冊
広域図	安芸高田市を包括する広域図	５部
ZNET TOWN	安芸高田市　総務部　危機管理課　利用　閲覧地区：安芸高田市	１ID

３．甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先１	総務部危機管理課	住所：安芸高田市吉田町吉田 791 電話：0826-42-5625 FAX：0826-42-4376
	連絡先２	総務部総務課	住所：安芸高田市吉田町吉田 791 電話：0826-42-5611 FAX：0826-42-4376
乙	連絡先１	第一事業本部　中国エリア統括部 広島営業部	住所：広島市東区光町 1-10-19 電話：082-506-0600 FAX：082-506-0614
	連絡先２	第一事業本部　中国エリア統括部	住所：広島市東区光町 1-10-19 電話：082-506-0603 FAX：082-506-0613

以　上

平成　　年　　月　　日

㈱ゼンリン　殿

安芸高田市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第３条第３項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品　名	数量	納　品 希望場所	納　品 希望日時	備　考

＜連絡担当者＞
住所 安芸高田市吉田町吉田 791
部署名　総務部危機管理課
電話　0826-42-5625
FAX　0826-42-4376

平成　　年　　月　　日

安芸高田市長　殿

㈱ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第３条第４項の規定に基づき、平成　　年　　月　　日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品　名	数量	納品 場所	納品 日時	備　考

＜物資納入者＞

＜物資受領者＞

安芸高田市の災害時におけるし尿収集運搬等の支援協力に関する協定書

安芸高田市の災害時におけるし尿収集運搬等の支援協力に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と有限会社国司衛生興業（以下「乙」という。）と株式会社高田環境（以下「丙」という。）と有限会社日之丸衛生社（以下「丁」という。）とは、広島県環境整備事業協同組合（以下「戊」という。）を支援協力団体として、災害時におけるし尿収集運搬等に関して、次の通り協定を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬並びに、安芸高田市合理化事業に関する協定書第２条に定める代替業務に関連する業務（以下「関連業務等」という。）の実施に関して、甲が乙、丙、丁に支援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定における「支援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

（１）災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施に関して必要な乙、丙、丁の機材、物資等の提供

（２）災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施に関して必要な乙、丙、丁の職員の派遣

（３）前２号に定める以外で必要な事項

（災害時の支援協力要請）

第３条　甲は災害時の対応について、乙、丙、丁に対して、災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施について迅速的且つ適正な対応を図るため、支援協力要請を行う。また、災害状況に応じて戊に支援協力の要請を図るものとし、戊は支援協力を実施するものとする。

（支援協力要請の方法）

第４条　甲は、災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施は建設部上下水道課が担当し要請するものとする。また、要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書（別紙１）により、乙、丙、丁に対して行なうものとする。但し、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

（１）支援協力の要請内容

（２）その他必要な事項

（支援協力要請の承諾）

第５条　甲からの支援協力要請に対し、乙、丙、丁は、（別紙２）により回答するものとする。

但し、文書により難い場合は口頭で承諾し、後に速やかに文書で回答するものとする。

（実施報告）

第６条　乙、丙、丁は、甲に対して災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

（１）支援協力の実施内容

（２）その他必要な事項

（無償期間）

第７条　災害し尿等の収集運搬及び関連業務等については、乙、丙、丁及び戊は、支援協力を無償で行うものとし、甲に支援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。無償期間は基本１０日間とする。

但し、関連業務等の実施に伴う経費については、双方が内容等を協議し決定するものとする。

（損害賠償）

第８条　災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施の際、乙、丙、丁及び戊の職員が、作業時に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令によるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙、丙、丁及び戊が協議の上、決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第１０条　本協定の期間は、平成２９年３月１６日から平成３３年３月３１日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙、丙、丁並びに戊のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は相互の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、５年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書５通を作成し、甲、乙、丙、丁並びに戊が記名押印の上、各１通を所持するものとする。

平成２９年　３月１５日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長　　浜　田　　一　義

乙　広島県安芸高田市吉田町国司 196 番地
有限会社　国司衛生興業
代表取締役　　鉄　本　　秀　樹

丙　広島県安芸高田市吉田町吉田 1489 番地 14
株式会社　高田環境
代表取締役　　茂　本　　敬　植

丁　広島県安芸高田市吉田町国司 543 番地
有限会社　日之丸衛生社
代表取締役　　伊　藤　　義　博

戊　広島県広島市中区東平塚 3 番 28 号
広島県環境整備事業協同組合
会長　　黒　瀬　　榮　治

災害時における物資の調達に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と広島県ＬＰガス協会広島北地区協議会（以下「乙」という。）は，災害時における物資の調達について，次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第１条　この協定は，災害時における物資の円滑な調達に資するため，甲が乙に対し，物資の調達に係る協力の要請を行うことについて，必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は，次に掲げる場合において，乙に対し，その保有する物資の供給（借り受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

(1) 市内に災害が発生し，又は発生する恐れがあるとき。

(2) 市外の災害救助のため，国，県又は他の市町村から，物資の調達の斡旋を要請され，又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

(3) その他緊急に必要となったとき。

２　前項の要請は，甲からの供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし，文書により要請する時間がないときは，口頭により要請し，事後，速やかに文書を交付するものとする。

３　前項ただし書の場合にあっては，乙は，甲の意思を確認のうえ，第４項の措置をとるものとする。

４　乙は，第１項の要請を受けたときは，その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに，その措置の状況について，甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は，次の各号に掲げる物とし，乙は甲からの要請があれば，可能な限り調達するものとする。

(1) ＬＰガス

(2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ・ガス炊飯器など）

（物資の優先供給）

第４条　乙は，甲から第２条の要請を受けたときは，乙の可能な範囲内において，優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第５条　物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は，災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための搬送を行った場合は，その運賃を含む。）とすることを基本とし，甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第６条　乙は，物資の搬送及び引渡しについては，甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

２　物資（充填により引渡しされるＬＰガスを除く。）の搬送は，原則として乙が行なうものとし，甲は，甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し，要請に係る物資を確認のうえ，乙から引渡しを受けるものとする。

（代金の支払い）

第７条　甲は，乙から引渡しを受けた物資の代金は，乙からの請求書を受理した後，遅滞なく支払うものとする。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は，この協定に基づく協力を円滑に推進するため，平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは，甲乙協議の上，その都度解決を図るものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は，甲乙いずれから，この協定を終了する旨の申出がない限り，継続するものとする。

この協定を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を所持する。

平成２９年３月２７日

（甲）　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市長　浜　田　一　義　印



（乙）　広島県安芸高田市吉田町常友６６９番地
広島県ＬＰガス協会　広島北地区協議会
広島北地区協議会長　中　村　紳　二　印



災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、安芸高田市内で地震、風水害等の自然災害その他の大規模災害等（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、市民（市内に居住する者を含む。）への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第２条　乙が実施する行政書士業務は、次に掲げる業務とする。

⑴　行政書士法（昭和26年法律第４号）第１条の２及び第１条の３の業務

⑵　被災者支援相談センターの開設

⑶　その他甲が必要と認める業務

２　乙は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。

（支援業務の要請）

第３条　甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して行政書士業務の実施を要請することができる。

２　前項による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第４条　乙は、前条第１項による要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（報告）

第５条　乙は、行政書士業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、行政書士業務の状況について書面で報告を行うものとする。

（連絡調整）

第６条　甲と乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障が生じないように、常に連絡調整に努

めるものとする。

2　乙は、行政書士業務の実施に当たり、広島県行政書士会県下各支部に対して必要な調整を行うものとする。

（費用負担）

第７条　行政書士業務の実施に要する費用（行政書士の派遣に要する費用を含む。）は、乙の負担とする。

ただし、第２条第１項第１号に掲げる業務のうち、行政書士法第１条の２並びに第１条の３第１項第１号及び第３号に掲げる業務に係る費用については、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第８条　この協定に基づく行政書士業務を実施する際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日の３０日前までに甲乙双方又はいずれか一方から意思表示がないときは、当該有効期間を更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第10条　この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書２通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その１通を保管する。

平成３０年３月１６日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市長　　浜　田　一　義

乙　広島市中区中町８番18号
広島クリスタルプラザ10階
広島県行政書士会
会　長　　光　宗　五　十　六

別記様式（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

災害時支援要請書

広島県行政書士会会長　様

安芸高田市長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第３条第１項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話	職名 氏名　　電話番号
電話・ＦＡＸ 等要請日時	
要請内容	年　　月　　日（　曜日）　　時　　分
場所	
期間	年　　月　　日（　曜日）から 年　　月　　日（　曜日）まで
備考	

災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定書

広島県安芸高田市（以下「市」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「事業者」という。）は、安芸高田市内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に市が事業者の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の提供ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第２条　災害時において市が物資を必要とする場合は、事業者に対して物資の供給を要請する。

２　前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　事業者は、市から前条の要請を受けたときは、事業者の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、市に対し、速やかに物資を供給するものとする。

（支援体制の整備）

第４条　事業者は、前条の規定により市から協力要請を受けたときは、事業者が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、市の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第５条　市が、事業者に供給を要請する物資は、次に揚げるもののうち、事業者が調達可能な物資とする。

（１）別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資

（２）その他市が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者による運搬が困難な場合は、別に市が指定する者が行うものとする。

（損害の負担）
第７条　第６条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については市と事業者が協議をして定める

（費用負担）
第８条　事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、市及び事業者が協議をして、その都度定めるものとする。
３　市の事業者に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

（平常時の活動）
第９条　市及び事業者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や市が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）
第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。
（１）市の連絡責任者は、総務部危機管理課長とする。
（２）事業者の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

（有効期限）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市及び事業者が記名のうえ、各１通を保有する。

令和元年５月８日

市　　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市
市長　浜田　一義

事業者　広島県廿日市市大野原一丁目２番１０号
生活協同組合ひろしま
理事長　惠木　尚

別紙

年　　月　　日

災害時における生活関連物資の供給等要請書

生活協同組合ひろしま
理事長　　様

安芸高田市長

「災害時における生活関連物資の供給等に関する協定」に基づき，下記のとおり要請します。

記

１．協力要請業務

事　　項	
要 請 業 務	
実 施 日 時	
物資搬送場所	
連　絡　先	
備　　考	

２．供給要請物資

品　目	仕　様	数 量	備　考

別表

災害支援物資調達リスト

NO	商品区分	商品事例
1	飲料水	CO水2L
2	飲料水	CO水500ml
3	飲料水	CO緑茶2L
4	飲料水	CO緑茶500ml
5	飲料水	CO烏龍茶2L
6	飲料水	CO烏龍茶500ml
7	食事の替りになる菓子	CO応援食クッキー・バー等
8	手で食べられる果物	バナナ
9	LLパン	COモーニングクロワッサン
10	乾電池	CO乾電池：単1
11	毛布・寝具	通販取引先の毛布・寝具
12	夏向けの寝具	通販取引先のタオルケット
13	カイロ	COカイロ
14	カイロ	CO貼るカイロ
15	パックご飯	COおいしいご飯
16	カップめん	COOPヌードル
17	レトルトカレー	COレトルトビーフカレー
18	スープ類	COスープ（FD）
19	スープ類	CO即席みそ汁
20	魚缶	さば缶
21	魚缶	いわし缶
22	魚缶	ツナ缶
23	調理の火力	COカセットコンロ
24	調理の火力	COガスボンベ
25	箸	CO割り箸
26	食器	紙おわん
27	食器	紙皿
28	食器	紙コップ
29	ティッシュ類	COティッシュ
30	ティッシュ類	COウエットティッシュ
31	タオル	取引先のタオル
32	おむつ	紙おむつベビー用
33	おむつ	紙おむつ大人用

災害救助物資の調達に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（要　請）

第１条　甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1)　日用品等（トイレ関係用品を含む。）

(2)　作業関係用品

(3)　冷暖房機器及び電気用品等

(4)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記１号様式の文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の価格及び支払）

第５条　物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

２　乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第２号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第７条　甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）

第９条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年４月３０日までとする。ただし、期間の満了の１箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年５月27日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市長　　浜　田　一　義

乙　島根県益田市下本郷町２０６番地５
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長　飯塚　正

別記第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

災害救助物資調達要請書

株式会社ジュンテンドー　様

安芸高田市長

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

１　災害の状況

２　応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数　　量	物資の引渡場所	運搬方法	備　考

別記第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

災害救助物資調達報告書

安芸高田市長

株式会社ジュンテンドー

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

物　資　の　内　容	数　　量	物資の引渡場所	運搬方法	備　考

別紙

年　　月　　日

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関　係　事　項	災害救助物資の調達に関する事項
企　業　・　団　体　名	株式会社ジュンテンドー
本　社　所　在　地	島根県益田市下本郷町 206 番地 5
代　表　者　名	

担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）

第１順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間内）　　（勤務時間外）

第２順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間内）　　（勤務時間外）

第３順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間内）　　（勤務時間外）

安芸高田市の担当部署		電話番号	

担当者職・氏名

第１順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間内）　　（勤務時間外）

第２順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間内）　　（勤務時間外）

第３順位者

自宅・携帯

TEL（勤務時間内）　　（勤務時間外）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、ほうき、竹ぼうき、ちりとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含）、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、椀等）箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器

上記表のほか、要請があれば可能な限り対応

災害発生時における災害応急支援活動に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と　安芸高田市建設業協会（以下「乙」という。）とは、安芸高田市内で発生した地震・風水害等（以下「災害」という。）における初期段階の応急支援活動を円滑に、かつ効率よく実施するために、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　災害が発生した場合の初期段階において、乙が情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲の管理する公共施設等における迅速な被災状況の把握や災害応急活動円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（災害の定義）

第２条　災害は、甲が災害応急支援活動を行なうべき災害と認定した災害をいう。

（乙が行うべき平常時の準備）

第３条　乙は、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し、及びそれらの状況について把握する。

（1）　資材、機材等の物的支援活動体制

（2）　技術者、情報活動要員等の人的支援体制

（乙の支援内容）

第４条　甲からの要請に基づき、乙は次の各号に掲げる支援活動を行う。

（1）　被災状況に係る情報の提供

（2）　障害物の除去及び応急措置

（3）　人命救助に係る業務

（4）　その他、甲が必要とする業務

（5）　上記に伴う訓練

（費用の負担）

第５条　第４条に規定する支援活動に要した経費のうち、（1）及び（5）については乙が負担し、（2）、（3）及び（4）については甲が負担するものとする。

（協定期間）

第６条　協定期間は締結の日から効力を有し、次の各号に掲げる要件を満たす限りにおいてその期間は継続するものとする。

（1）　安芸高田市内に主たる営業所又は営業所を有すること。
（2）　安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱第３条に規定する資格審査を受け、第４条に規定する市建設工事入札参加者名簿に掲載されていること。
（3）　災害応急支援活動を行うことができる資材及び機材を有していること。

２　協定期間の終了は次の各号に該当する場合による。
（1）　乙の協定終了の意思表示がある場合
（2）　前項各号のいずれかを満たさなくなった場合

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長　石丸　伸二



乙　広島県安芸高田市吉田町小山 287 番地８
一般社団法人北部建設業組合
代表理事　早川　伸二



災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書

令和元年１０月３１日

三次地区生コン協同組合

安芸高田市

災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と三次地区生コン協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、安芸高田市内で大規模な火災が発生した場合及び自然災害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して行う消防用水の供給の協力要請について必要な事項を定める。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において消防用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して消防用水の供給その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請を受けたときは、業務に支障のない範囲で指定された場所に出動し、甲の要請する消防用水の供給を行うものとする。

（要請業務連絡）

第３条　乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、内容等を報告するものとする。

（経費の負担）

第４条　要請業務に要した経費については、実費を勘案し甲乙協議の上で負担額を決定し、甲が負担するものとする。

２　乙は、様式１により負担額を甲に請求するものとする。

（補償）

第５条　甲は、要請業務に従事した乙の組合員が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他関係する法律（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（訓練）

第６条　乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等

に積極的に参加するものとする。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては安芸高田市消防本部消防課とし、乙においては三次地区生コン協同組合事務局とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期限）
第９条　この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）
第１０条　この協定の内容は、甲乙の協議により変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和元年１０月３１日

甲　安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市
市長　浜　田　一　義

乙　三次市西酒屋町１０８７番地１５
三次地区生コン協同組合
代表理事　齊　木　孝

様式１

年　　月　　日

安　芸　高　田　市
市　長　浜田　一義　様

請求者
氏　名　　印

消防用水供給支援に要した経費の請求について

このことについて、　　年　　月　　日　　時　　分ごろ
で発生した災害へ防火用水の供給支援活動を行ったので、災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書第４条及び実施細目５の規定により次のとおり供給支援に要した経費を請求します。

請　求　金　額	金		
請求金額の内訳	経　費　の　区　分	請　求　金　額	摘　　要

災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書実施細目

1　この実施細目は災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書（以下「協定」という。）第８条に基づき、安芸高田市と三次地区生コン協同組合（以下「協定団体」という。）が協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

2　想定される災害

（１）大規模で長期にわたる林野火災

（２）大規模な建物火災

（３）自然災害等により、消火栓又は防火水槽が使用困難となった火災

3　要請連絡

（１）安芸高田市消防本部（以下「消防本部」という。）は、火災現場において消防用水の供給が必要と判断した場合、三次地区生コン協同組合事務局（以下「事務局」という。）へ消防用水供給支援の要請（以下「要請」という。）を行う。

（２）協定団体の連絡先は、別紙１のとおりとする。

（３）要請は、発生場所、火災種別、火災現場への経路、水補給量及び補給方法について連絡するものとする。

（４）要請を受けた事務局は、対応可能の可否、ミキサー車台数等について消防本部に回答するものとする。

（５）消防本部は、要請後に消火活動状況から消防用水を必要としないと判断した場合は、速やかに事務局に連絡しなければならない。

4　消防用水供給支援

（１）ミキサー車により、消防用水を搬送し簡易水槽、防火水槽等へ補充する。

（２）消防本部が指定した場所において、消防ポンプ自動車からミキサー車へ給水することで迅速に供給支援が行える場合は、指定場所から消防用水を搬送する。

5　経費負担額

消防用水供給支援に要した経費については、令和元年度においては、大型車１台あたり１３，０００円、中型車１台あたり１０，０００円を安芸高田市が負担するものとする。以後、供給支援を行った場合において協定団体が協議し、負担額を決定するものとする。

別紙１　連絡体制

区分		協定団体	
		三次地区生コン協同組合	安芸高田市
昼間	連絡担当者	三次地区生コン協同組合 事務局長　竹本圭伺	安芸高田市消防本部 消防課　課長　吉川真治
	電話番号	０８２４－６３－１８４１	０８２６－４２－０９３２
	FAX番号	０８２４－６３－２２７１	０８２６－４２－０８７７
休日 夜間	第1連絡担当者	事務局長　竹本圭伺 ０９０－８６０３－５１６８	警防隊　当直責任者 ０８２６－４２－０９３１
	第2連絡担当者		
	第3連絡担当者		

連絡担当者に変更があった場合は、随時通知するものとする。

三次地区生コン協同組合加盟工場　車両保有台数

工　場　名	車両保有台数	
	大型車両	中型車両
中国レミテック株式会社	6	3
美建工業株式会社　三次工場	4	4
日高三次レミコン有限会社	6	3
有限会社エイブル　生コン工場	5	3
株式会社三好建材　生コン工場	4	6
日本生コン株式会社	9	5
株式会社マテリアル・サービス高田宇部工場	4	5

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と富士メディカル株式会社（以下「乙」という。）及び医療法人社団　八千代会（以下「丙」という。）は、安芸高田市内で発生した地震、豪雨、河川氾濫、大規模火災その他の災害（以下「災害」という。）時において、メリィハウス文化芸術の館（研修所・体育館）を避難場所又は避難所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が乙及び丙の管理する施設の一部を避難所等として利用する事について、必要な事項を定める事を目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定において避難所等として利用する施設（以下「対象施設」という。）は、別表のとおりとする。

２　対象施設のほか、甲が必要とする施設及び付帯設備の使用に当たっては、その都度、乙及び丙の同意を要するものとする。

（避難所等の開設）

第３条　甲は、災害時において対象施設を避難所等として開設する必要が生じた場合は、乙及び丙に対し、避難所等開設要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第４条　乙及び丙は、前条の規定による要請を受けた時は、可能な範囲において施設提供について積極的に協力するものとする。

（避難場所の管理）

第５条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙及び丙はこれに協力するものとする。

（費用負担）

第６条　対象施設の利用提供に係る費用は無償とする。ただし、避難所等の管理運営に係る費用及び管理運営上避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による負担額について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（使用期間）

第７条　対象施設を避難所等として使用できる期間については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（避難所等の閉設）

第８条　甲は、避難所等を閉設し、対象施設の利用を終了する場合は、乙及び丙に避難所等使用終了届（様式第２号）を提出するとともに、当該対象施設を現状に復し、乙及び丙の確認を受けた上で引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

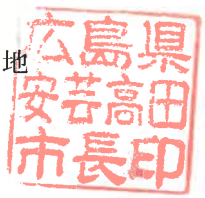
（協議）

第１０条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各自その１通を保有する。

令和元年１１月　１日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長　　浜　田　一　義



乙　広島県安芸高田市八千代町勝田 438
富士メディカル株式会社
代表取締役　　河　野　慶　一



丙　広島県安芸高田市八千代町勝田 448
医療法人社団　八千代会
理　事　長　　鳳　山　仁　秀



様式第１号（協定第３条関係）

年　　月　　日

富士メディカル株式会社
代表取締役　　様

医療法人社団　八千代会
理事長　　様

安芸高田市長

避　難　所　等　開　設　要　請　書

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第３条の規定により、災害発生時における避難所等として、下記のとおり開設することを要請します。

記

開　設　日　時	年　　月　　日　　時から 年　　月　　日　　時まで
使　用　施　設	●メリィハウス文化芸術の館　研修所 □ １階　□ ２階　□ ３階 □ ロビー　□ 会議室　□ 展示室 □ 研修室①　□ 一般教室　□ 書道室 □ 研修室②　□ 音楽室　□ 美術室 □ 研修室③　□ 音楽療法室　□ ダンス室 □ 研修室④　□ ダンス室　□ 録音スタジオ □ 医務室 □ 準備室 ●メリィハウス文化芸術の館　体育館 □ 体育館 ※使用する施設にチェック
利　用　人　数	名（利用人数に変更がある場合は別途書面通知）
そ　の　他	

※連絡先：安芸高田市　　部　　課　　係
担当　　電話

様式第２号（協定第８条関係）

年　　月　　日

富士メディカル株式会社
代表取締役　　様

医療法人社団　八千代会
理事長　　様

安芸高田市長

避　難　所　等　使　用　終　了　届

災害時における避難所等施設利用に関する協定書第８条の規定により、災害時における避難所等の使用について、下記のとおり終了します。

ついては、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

１　避難所等終了日時　　年　　月　　日　　時

２　引渡し予定日時　　年　　月　　日　　時

３　そ　　の　　他

４　連　　絡　　先　　安芸高田市　　部　　課　　係
担当　　電話

災害に係る情報発信等に関する協定

安芸高田市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、安芸高田市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、安芸高田市が安芸高田市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ安芸高田市の行政機能の低下を軽減させるため、安芸高田市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、安芸高田市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、安芸高田市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、安芸高田市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 安芸高田市が、安芸高田市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 安芸高田市が、安芸高田市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 安芸高田市が、災害発生時の安芸高田市内の被害状況、ライフラインに関する情報およびボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 安芸高田市が、安芸高田市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 安芸高田市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、安芸高田市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく安芸高田市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、安芸高田市から提供を受ける情報について、安芸高田市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、安芸高田市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、安芸高田市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、安芸高田市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2020 年 5 月22日

安芸高田市：広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市長　児　玉　　浩



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎



災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）
第１条　本協定は、安芸高田市の災害に備え、甲が安芸高田市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）
第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、安芸高田市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
(2)　乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）
第３条　前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（２次利用）
第４条　乙は、本協定で得た情報を、第３者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）
第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月 31 日とする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の２か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に１年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）
第６条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年９月 29 日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市長　　石丸　伸二

乙　東京都千代田区永田町二丁目 17 番地３
住友不動産永田町ビル２階

株式会社バカン
代表取締役　　河野　剛進

安芸高田市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、地域の活性化及び市民の健康的な生活の保持、増進のため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、一層の地域の活性化及び市民の健康的な生活の保持、増進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力して実施する。

（１）健康の保持及び増進に関すること。

（２）熱中症予防の普及啓発に関すること。

（３）食育の普及啓発に関すること。

（４）災害時の支援及び災害対策に関すること。

（５）子ども、青少年の育成・支援に関すること。

（６）その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

２　甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙の協議の上決定する。

（協定の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期限）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。

ただし、有効期限が満了する３０日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、本協定の有効期間を期間が満了する日の翌日から１年更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、本協定による連携事項等の検討及び実施により、知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

２　甲及び乙は、本協定による連携事項等の検討及び実施にあたり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等法令を遵守するものとする。

３　前条の規定は、本協定の終了後においても、効力を有するものとする。

（その他）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年３月１６日

甲　広島県安芸高田市
安芸高田市長
石丸伸二

乙　大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部
広島支店長
前田明明

災害時における物資供給に関する協定

安芸高田市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条　甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 安芸高田市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 安芸高田市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1)「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条　第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2　前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条　乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条　乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2　物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3　甲は、前項の職員の派遣を安芸高田市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）
第9条　甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）
第10条　乙は、第８条第２項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）
第11条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては安芸高田市役所総務部危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）
第12条　甲および乙は、この協定の成立の日および毎年４月１日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。
２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）
第13条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）
第14条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第15条　この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

令和３年 5月17日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長　石丸　伸二

乙　福岡県北九州市小倉北区魚町２丁目６番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役　石田　卓巳

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞

広島県安芸高田市長之印

大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞

大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞



大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞



大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞

大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞

大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、[redacted]（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　石丸　伸二　㊞

大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞



大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞



大規模災害時における井戸水等利用協定

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生時に本市住民（以下「住民」という。）が利用する生活用水の不足を補うため、　　（以下「甲」という。）と安芸高田市（以下「乙」という。）が協力し、住民に供給する生活用水としての水資源を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　大規模災害　住民が平時に利用する水道施設又は水源が被害を受け、給水が止まり、又は給水に著しい不足を生じ、若しくは、住民が使用する生活用水が不足することが明らかな場合で、かつその状況がある程度継続することが見込まれるものをいう。

(2)　井戸等　住民個人が所有する水源をいう。

(3)　井戸水等　井戸等から取水できる水をいう。

(4)　生活用水　専ら住民が生活全般に利用する水であって、飲用でないものをいう。

(5)　飲用水　専ら住民が飲用として利用できる水をいう。

（井戸水等の利用）

第３条　本市において大規模災害が発生した場合は、乙は甲に対し、井戸水等の利用について申入れを行うことができるものとする。この場合において、乙が甲に井戸水等の利用について申入れを行うときは概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　水道供給施設及び関連設備が損傷し、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(2)　給水車等による給水が、道路被災等により困難なとき

(3)　少雨等による渇水により、水の供給に著しい支障を来たしたとき

(4)　その他、住民の生活上、水の供給に著しい支障が生じたとき

２　甲は、乙から前項の申入れがあった場合は、井戸水等が利用できないやむを得ない事由がない限り、無償で井戸水等を提供するものとする。

３　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときに予め水質検査が必要と認めるときは、乙の負担において水質検査を実施するものとする。

（井戸水等の取水）

第４条　乙は、甲の井戸等から井戸水等を取水するときは、井戸等が損傷及び枯渇しないよう留意するものとする。

（住民説明）

第５条　乙は、甲から提供を受けた井戸水等を住民に供給するときは、飲用として利用することのないよう遺漏なく説明しなければならない。

（免責）

第６条　甲は、甲の提供する井戸水等により住民に健康被害が生じた場合、その責を負わないものとする。

（補償）

第７条　甲は、乙の責に帰するところにより井戸等に損傷を受けた場合は、乙にその補償を求めることができる。

２　乙は、甲から補償を求められた場合は、井戸等の損傷個所を原状に復し、又は原状復旧に要した費用を甲へ支払うものとする。

（飲用水への転用）

第８条　乙は、甲から提供された井戸水等を飲用水へ転用することができる場合は、乙の責において必要な処理を実施したうえで、住民に対し飲用水として供給できるものとする。

２　前項により、井戸水等を飲用水へ転用する際に要する必要経費は、全て乙の負担とする。

（事務手続）

第９条　この協定に基づき井戸水等を利用する際に必要な事務手続は、「大規模災害時における井戸水等利用協定に係る事務規程（以下「規程」という。）」によるものとする。

（協議）

第10条　この協定及び規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方の真摯な協議のもと解決するものとする。

（協定の有効期間）

第11条　この協定は、協定締結日を発効日とし、以降、甲乙いずれかから当該協定の破棄について申入れのない限り有効とする。

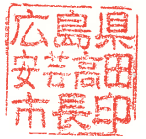
この協定を締結した証として、本書を２部作成し、双方記名押印のうえ、各自１部を保有する。

令和３年４月１日

甲

乙　安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市長　　石丸　伸二　　㊞



防災パートナーシップに関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信ならびに平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

２　災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。

３　防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図ることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第３条　甲は、目的で定める災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、乙に対して電話または電子メール、ファックスなどにより情報発信を要請することができる。乙は、甲から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

（平常時の連携）

第４条　甲および乙は、防災のために使用する目的のもと、甲が見舞われた災害の映像・写真・画像など防災関連資料の提供を、相手方に可能な範囲で協力する。

２　甲および乙は、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

（連絡担当者）

第５条　甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

２　甲および乙は、毎年４月１日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（協定期間）

第６条　この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

（協議事項）

第７条　この協定の定めにない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その１通を保管する。

令和３年11月26日
（2021年）

甲　安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長

石丸伸二

乙　広島市東区二葉の里３丁目５番４号
広島テレビ放送株式会社
代表取締役社長

飯田政之

災害時における応急対策拠点等土地利用に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と株式会社ウエストホールディングス（以下「乙」という。）は、安芸高田市内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における土地利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において甲が乙の所有する土地を、車両避難場所、災害廃棄物仮置き場、ペット受入場所等（以下「応急対策拠点等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象土地）

第２条　対象とする土地は、ウエストニュージーランド村ソーラーパーク（高宮町原田）とする。

２　その他、必要とされる施設及び付帯設備の使用に当たっては、その都度、乙の同意を要するものとする。

（土地利用）

第３条　甲は、災害時において前条第１項の土地を使用する必要が生じた場合は、乙に対し、土地利用要請書（様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

（土地利用の協力）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において土地利用について積極的に協力するものとする。

（費用負担）

第５条　土地利用は無償とする。

（利用期間）

第６条　利用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（土地利用の終了）

第７条　甲は、応急対策拠点等としての土地利用を終了する際は、乙に土地利用終了届（様式第２号）を提出するとともに、その土地を現状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

（協議）
第９条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年３月30日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田７９１番地
安芸高田市長　　石丸　伸二

乙　広島県広島市西区楠木町１丁目１５番２４号
株式会社ウエストホールディングス
代表取締役会長　吉川　隆

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

安芸高田市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社（以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第１条　本協定は、安芸高田市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる安芸高田市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、安芸高田市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第４条　甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）　避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）　配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）　甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（４）　荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２　甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第６条　乙は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２　乙は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

３　甲及び乙は、第４条及び前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

（損害の負担）

第９条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第１０条　本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（協議）

第１３条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１４条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和４年５月27日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田791番地
安芸高田市長　石丸伸二

乙　広島市南区出島１丁目１９番２０号
佐川急便株式会社　中国支店
支店長　堀木啓介